

発行 内閣府  
(原稿作成 国立印刷局)

- 適格消費者団体の認定の有効期間の更新を公示する件 (消費者庁四)
- 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件の一部を改正する件 (法務八六)
- 人材育成奨学計画のための日本国政府とエルサルバドル共和国政府との間の交換公文の効力発生に関する件 (外務一七九)
- アブジヤにおける起業家支援施設設備計画のための贈与に関する日本国政府とナイジエリア連邦共和国政府との間の書簡の交換に関する件 (同一八〇)
- 社会課題に取り組むスタートアップ企業を支援する環境整備計画のための贈与に関する日本国政府とナイジエリア連邦共和国政府との間の書簡の交換に関する件 (同一八一)

- 政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された政府調達に関する協定の附属書一の修正に関する件 (同一八二)
- ネパールにおけるジャジヤルコット地震によって被災した地域の生計の改善及び災害に対する強靭性の向上計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の書簡の交換に関する件 (同一八三)
- 太平洋諸島における気象業務向上及び災害リスク軽減のための地域拠点整備計画のための贈与に関する日本国政府とフィジー共和国政府との間の書簡の交換に関する件 (同一八四)
- 日本国政府、中華人民共和国政府及び大韓民国政府の間の三者間協力事務局の設立に関する協定を改正する議定書の署名及び効力発生に関する件 (同一八五)
- 税関に係る事項における相互行政支援及び協力に関する日本国政府とブラジル連邦共和国政府との間の協定の署名及び効力発生に関する件 (同一八六)
- 返納を命じた旅券を無効とする件 (同一八七)
- 登録記念物の登録を抹消する件 (文部科学四八)

## 〔その他告示〕

## 日 次

二

- 政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された政府調達に関する協定の附属書一の修正に関する件 (同一八二)
- ネパールにおけるジャジヤルコット地震によって被災した地域の生計の改善及び災害に対する強靭性の向上計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の書簡の交換に関する件 (同一八三)
- 太平洋諸島における気象業務向上及び災害リスク軽減のための地域拠点整備計画のための贈与に関する日本国政府とフィジー共和国政府との間の書簡の交換に関する件 (同一八四)
- 日本国政府、中華人民共和国政府及び大韓民国政府の間の三者間協力事務局の設立に関する協定を改正する議定書の署名及び効力発生に関する件 (同一八五)
- 税関に係る事項における相互行政支援及び協力に関する日本国政府とブラジル連邦共和国政府との間の協定の署名及び効力発生に関する件 (同一八六)
- 返納を命じた旅券を無効とする件 (同一八七)
- 登録記念物の登録を抹消する件 (文部科学四八)

- 〔国会事項〕
- 〔人事異動〕

- 〔官庁報告〕
- 〔官庁事項〕

- 〔公 告〕
- 〔公 事 告〕

- 〔官 庁〕
- 〔財部町土地改良区役員の退任及び就任、土地改良区の定款変更の認可(北上川沿岸中田地区・財部町)、登録包括信用購入あつせん業者の営業の廃止、登録個別信用購入あつせん業者の営業の廃止、登録を受けたクレジットカード番号等取扱契約締結事業者の営業の廃止、建設業の許可の取消処分関係〕

- 〔裁判所〕

- 〔会社その他〕

## そ の 他 告 示

## ○消費者庁告示第四号

消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第十七条第二項の規定に基づき、別表に掲げる者について適格消費者団体の認定の有効期間の更新をしたので、同条第六項の規定により準用する同法第六条第一項の規定に基づき公示する。

令和七年五月十三日

令和七年五月十三日

## 別表（適格消費者団体名簿）

適格消費者団体の名称	適格消費者団体の住所	差止請求関係業務を行う事務所の所在地	認定の有効期間の更新をした日
特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーカー東海	7番34号名古屋市東区泉一丁目3C	名古屋市東区泉一丁目7番34号	令和七年四月十日

## ○法務省告示第八十六号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項下欄の規定に基づき、平成二年法務省告示第百四十五号（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年五月十三日

令和七年五月十三日

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

## 改 正 後

## 別表第一

## 改 正 前

## 別表第一

## 改 正 前

## 別表第三

## 別表第三

## 別表第二

## 別表第二

名 称	所在地	名 称	所在地
法務大臣 鈴木 鑑祐	新宿	法務大臣 鈴木 鑑祐	新宿
〔略〕	DBC校	〔略〕	DBC校

名 称	所在地	名 称	所在地
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕

備考 表中の「」は注記である。

## ○外務省告示第百七十九号

令和五年十月二十五日にアンティグア・クスカトランで行われた人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とエルサルバドル共和国政府との間の交換公文（令和六年二月一日付け外務省告示第三十二号）に關し、日本国政府は、その効力発生のための国内手続を完了した旨のエルサルバドル共和国政府からの書面による通告を令和六年一月二十六日に受領した。よつて、同交換公文は、その規定に従い、同日に効力を生じた。

令和七年五月十三日

外務大臣 岩屋 翁

毅

「項を加える。」

## 京進ランゲージアカデミー

## 東京都

## 「項を加える。」

## 新宿校

## 東京都

## 「項を加える。」

## 京進ランゲージアカデミー

## 東京都

## 「項を加える。」

## 東京都

## 東京都

## 「項を加える。」

## ダーダイナミックビジネス

## 東京都

## 「項を加える。」

## レッジ

## 東京都

## 「項を加える。」

## 「同上」

## 東京都

## 「同上」

3 2 贈与の限度額

「同上」

産物及び役務の購入

家支授施設整備計画を実施するため必要な生

産

贈与の供与期限

「同上」

十六億三千四百万円

「同上」



(訳文)

日本国政府、中華人民共和国政府及び大韓民国政府の間の三者間協力事務局の設立に関する協定を改正する議定書

日本国政府、中華人民共和国政府及び大韓民国政府（以下「締約国政府」という。）は、

三者間協力の推進における三者間協力事務局（以下「事務局」という。）の役割及び事務局の能

力開発の促進の重要性を認識し、

二千零年十二月十六日にソウルで作成された日本国政府、中華人民共和国政府及び大韓民国政府の間の三者間協力事務局の設立に関する協定（以下「協定」という。）を改正することを希望して、

次のとおり協定した。

○外務省告示第百八十六号  
平成二十九年九月十四日にブラジリアで、税関  
に係る事項における相互行政支援及び協力に関する  
る日本国政府とブラジル連邦共和国政府との間の  
協定の署名が行われ、同協定は、令和三年九月二  
十一日に効力を生じた。  
令和七年五月十三日  
外務大臣 岩屋 誠  
税関に係る事項における相互行政支援及び  
協力に関する日本国政府とブラジル連邦  
共和国政府との間の協定  
日本国政府及びブラジル連邦共和国政府（以下  
「両締約国政府」という。）は、

(a) この協定の適用上、  
　　「関税法令」とは、物品の輸入、輸出、通  
過及び置置に関し税關当局が運用し、及び執  
行する法令上の規定（それぞれの国の関税領  
域の境界を越える規制物品の移動に関する禁  
止、制限その他これらに類する規制のための  
措置に関する行政上の措置を含む。）をいう。  
(b) 「税關當局」とは、日本国にあつては財務  
省をいい、「ブラジル連邦共和国にあつては財  
務省連邦歲入庁をいう。  
(c) 「情報」とは、データ、文書、報告その他  
のあらゆる形式の連絡（被要請當局が提供を

2 両締約国政府は、それぞれの税関手続の簡素化及び調和のため、税関当局を通じて協力するよう努める。

3 この協定は、両締約国政府により、各国において施行されている法令に従い、かつ、それぞれの税関当局の利用可能な資源の範囲内で実施される。

4 この協定は、関税、租税又は罰金を回収するための支援を対象としない。

5 この協定は、両締約国政府間の相互行政支援のみを対象とするものとし、他の国際協定に基づく両締約国政府の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

2

(a) 協定第五条1(a)及び(b)を次のように改める。  
事務局長は、一の締約国政府の指名(大韓民国、日本国、中華人民共和国の順の輪番制による)に基づいて、三箇国外相会議において任命される。事務局長の任期は、三年とする。

(b) 締約国政府による別段の合意がない限り、事務局長を指名した国の政府以外の締約国政府は、それぞれ事務局次長一名を指名し、これらの者は三箇国外相会議において任命される。事務局次長の任期は、原則として三年とし、三箇国外相会議の承認を得て三年を限度として一回延長することができる。

協定を改正するこの議定書によつて改正される事務局長及び事務局次長の任期は、この議定書が効力を生ずる時に在職している事務局長及び事務局次長について適用する。

の安全並びに経済上、財政上、社会上、文化上、公衆衛生上及び商業上の利益を害するものであることを考慮し、  
関税その他の輸出入に際し徵收される税の正確な査定を確保すること並びに税関当局による禁止、制限及び規制のための措置の適正な執行を確保することの重要性を考慮し、  
それぞれの国の関税法令の運用及び執行に関する事項における国際協力の必要性を認識し、  
特定の物品に関する禁止、制限及び規制のための特別な措置を内容とする国際協定を考慮し、  
関税法令違反に対する行動を両税関当局間の協力により一層効果的なものとし得ることを確信する  
閏税協力理事会の勧告を考慮し、  
千九百五十三年十二月五日の相互行政支援に関する  
麻薬及び向精神薬の取引が公衆衛生及び社会に

(d) 「関税法令違反」とは、関税法令の違反又はその未遂をいう。

(e) 「者」とは、自然人、法人又は法人格を有しない他の団体をいう。

(f) 「要請当局」とは、支援を要請する税関当局をいう。

(g) 「被要請当局」とは、支援を要請された税関当局をいう。

(h) 「関税領域」とは、各締約国政府の国の関税法令が施行されている当該国の領域をいう。

(i) 「職員」とは、税関職員又は税関当局によつて指定された他の政府職員をいう。

(j) 「麻薬及び向精神薬」とは、千九百八十八年十二月二十日の麻薬及び向精神薬の不正取りの防止に関する国際連合条約第一条(n)及び(r)に定義する物質又は当該物質を含む製品並

6 この協定の規定は、いかなる者に対しても、  
証拠を入手し、抑止し、若しくは排除する権利  
又はこの協定に基づいて要請された支援の実施  
を妨げる権利を付与するものではない。

**第三条** 相互支援

1 税関当局は、要請に応じ又は自己の発意により、  
関税法令の適正な適用の確保並びに関税法  
令違反の防止、調査及び処置に寄与する情報(次  
のものを含む。)の交換を通じ相互に支援を行  
う。

(a) 関税その他の税の正確な査定に関する情報  
(物品の課税価額、関税分類及び原産地を含  
む。)

(b) 税関手続(関税法令、規則並びに税関当局  
の権限の範囲内における禁止、制限及び規制  
のための措置を含む。)に関する情報  
いずれかの締約国政府により摘発された事  
件に対する公的措置(税関法に規定する事  
件に対する公的措置を含む。)

各締約国政府は、他の全ての締約国政府に対し、この議定書の効力発生のために必要なそれぞれの内部手続が完了した旨を外交上の経路を通じて書面により通告を行う。この議定書は、当該通告のうち最も遅いものが行われた日に効力を生ずる。以上の証拠として、下名は、各自の政府から正に委任を受けてこの議定書に署名した。

二千二十五年三月二十二日に東京で、英語により本書三通を作成した。

害を及ぼすことを考慮し、  
国際的な組織犯罪の脅威及びその脅威と効果的に  
に戦う必要性を考慮し、  
国際貿易におけるサプライチェーンの安全及び  
円滑化に対する世界的な関心が増大していること  
を認識し、  
正當な貿易の自由な流れを確保し、並びに社会公  
及び歳入を保護するための両締約国政府の必要を  
満たすことにより、遵守と円滑化との均衡を達成す

(k) びに両国の法令において定めるその他の物質又は当該物質を含む製品をいう。

「前駆物質」とは、向精神薬及び麻薬の製造において頻繁に使用される物質であつて、一千九百八十八年十二月二十日の麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約附屬書付表Ⅰ及び付表Ⅱに掲げるもの並びに両国の法令において定めるその他の物質をい

3 いづれの一方の税関当局も、利用可能な情報が他方の税関当局の国の経済、公衆衛生、公共の安全に係る密輸物品の入手源、税關法違反の新たな適用事例及び密輸方法に関する情報いずれの一方の税関当局も、要請に応じ又は自己の発意により、他方の税関当局の国の税關法領域において行われ、又は計画された税關法法令違反に關して利用可能な情報を当該他方の税関当局に提供する。

2 いづれの一方の税關法違反の新たな適用事例及び密輸方法に関する情報

日本政府のために  
岩屋毅  
中華人民共和国政府のために  
王毅  
大韓民国政府のために  
趙允烈

次とのおり協定した。  
を確信して、  
危険度に応じた管理手法等の最新の規制技術を採用することにより、国際貿易が円滑になることとの重要性を認識し、

1 第二条 この協定の適用範囲  
両締約国政府は、関税法令の適正な適用を確保し、並びに関税法令違反を防止し、調査し、及び処置するため、この協定の規定に従って、税関当局を通じて相互に行政支援を行う。

の安全その他の重要な利益に実質的な損害を与える深刻な関税法令違反に関連するものであると考へる場合において、必要と認めるときは、当該他方の税関当局に対して当該情報を提供する。

第一条 定義

○外務省告示第百八十六号

2 両締約国政府は、それぞれの税関手続の簡素化及び調印のため、税關當局を通じて協力する

- 1  
(a) 被要請当局は、要請に応じ、要請当局に対し  
て次の情報提供する。  
(a) 当該要請当局の国の関税領域に輸入された  
物品が、当該被要請当局の国の関税領域から  
適法に輸出されたか否かに関する情報  
(b) 当該要請当局の国の関税領域から輸出され  
た物品が、当該被要請当局の国の関税領域に  
適法に輸入されたか否かに関する情報  
(c) 一方の税関当局の国の関税領域を通過した  
上で他方の税関当局の国の関税領域に向かう  
物品が、適法に通過したか否かを示す情報  
2  
(a) 1の規定に従つて提供される情報には、要請  
に応じ、その要請の対象である物品の通関の際  
に用いられた税関手続が含まれる。

**第五条** **監視**

被要請当局は、要請に応じ、その利用可能な資  
源の範囲内で、次のものについて、特別な監視を  
行い、及び要請当局に情報を提供する。

(a) 当該要請当局の国の関税領域において関税  
法令違反を犯したことについて当該要請当局  
により知られ、又は疑わされている者（特に当  
該被要請当局の国の関税領域に出入りする  
者）

(b) 当該要請当局の国の関税領域に向けた不正  
取引の対象となる疑いがあると当該要請当局  
により通報された輸送中又は蔵置中の物品  
(c) 当該要請当局の国の関税領域において関税  
法令違反の行為のために使用されたことにつ  
いて当該要請当局により疑わされている輸送手  
段

(d) 当該要請当局の国の関税領域において関税  
法令違反の行為に関連して使用されたことが  
知られており、又は使用されていることが疑  
われている施設

**第六条** 注意を要する品目

両税關当局は、要請に応じ又は自己の発意によ  
り、関税法令違反を構成し、又は構成する疑いが  
ある行動が発見され、又は計画されている場合に  
は、当該行動に関連する情報（特に次のものに  
は、当該行動に関連するもの）を相互に提供する。  
(a) 麻薬、向精神薬及び前駆物質  
(b) 武器、弾薬、爆発物及び爆発装置、放射性  
物質並びに環境及び公衆衛生に害を及ぼす他  
の物質

- 1 この協定に基づく支援の要請は、英語による書面で行われる。当該要請には、その要請された支援の実施に有益と認められる情報を添付する。緊急な事情によりやむを得ない場合には、口頭による要請であつても承認され得る。ただし、当該口頭による要請は、速やかに書面で確認される。

2 1の規定による支援の要請には、次の情報を含める。

(a) 要請局

(b) 要請の関連する手続の種類

(c) 要請の目的及び理由

(d) 判明している場合には、要請に関係する者の氏名又は名称及び住所

(e) 検討されている事案の簡単な説明及び関連する法的な要素

(f) 該当する場合には、第十条1の規定に基づく言及

3 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この協定に従つて提供される情報は、それぞれの税関当局が指定する職員の間で直接伝達される。

4 この協定に基づく支援の要請に添付する文書は、必要な範囲内で、英語に翻訳する。

**第八条** 被要請当局の国は、税関領域における職員の立会い

1 被要請当局が要請当局の要請に同意する場合には、当該要請当局が特別に指定する職員は、当該被要請当局が課する条件に従い、当該被要請当局が本国の税関領域において行う質問に立ち会うことができる。

2 被要請当局は、要請当局の要請があつた場合において、適当と認めるときは、当該要請に応じて措置をとる時期及び場所を当該要請当局に通報する。

3 1の規定にかかわらず、被要請当局によつて行われる質問に立ち会う要請当局の職員は、助言的な役割のみを有するものとし、法的な又は検査上の権限を行使してはならない。

4 要請当局の職員は、1の規定に基づき被要請当局の国は、税関領域に所在するときは、当該被要請当局の同意を得て、及び当該被要請当局が課する条件に従い、当該被要請当局の官署において、文書、記録その他の関連資料（税関法令違反となり、又は税関法令違反となる可能性のある活動に関連するものを含む。）を閲覧し、及び当該要請当局がこの協定の適用上必要とする当該文書、記録その他の関連資料の関連部分の写しを入手することができる。

- 5 要請当局の職員は、この条の規定に基づき他方の税関当局の国の関税領域に所在するときは、身分証明書及び公的資格を証明するものをいつでも提示することができるようにななければならない。当該職員は、制服を着用してはならず、及び武器を携行してはならない。

6 要請当局の職員は、この条の規定に基づき他方の税関当局の国の関税領域に所在するときは、当該他方の税関当局の職員に与えられている保護と同一の保護を受けるものとし、自己が行う可能性のあるいかなる違反についても責任を負う。

**第九条 情報の秘密性**

1 この協定に従つて受領した情報は、第二条1に定める目的のためにのみ使用される。当該情報は、当該情報を作成する税関当局が他の機関によって使用を明示的に書面で承認した場合を除くほか、他の機関に伝達してはならない。

2 1の規定にかかわらず、一方の締約国政府は、この協定に従つて受領した情報を他の目的のために使用することを希望する場合には、当該情報を作成した税関当局の書面による事前の同意を得るものとする。その使用に当たつては、当該税関当局の定めるいかなる制限にも従うものとする。

3 1の第二文の規定にかかわらず、情報を提供する税関当局が別段の通報を行つ場合を除くほか、情報を受領する税関当局は、この協定に従つて受領した情報を自國の関連する法執行機関に提供することができる。当該法執行機関は、1の第一文、2、4及び6並びに次条に定める条件に従つて当該情報を使用することができる。

4 各締約国政府は、この協定に従つて受領したあらゆる情報の秘密性を保持するものとし、当該情報を提供する税関当局の国の法令に基づいて同種の情報に与えられている保護及び秘密性と少なくとも同程度の保護及び秘密性を与える。ただし、当該情報を提供する税関当局が当該情報の開示に同意する場合は、この限りでない。

5 この条の規定は、情報を受領する税関当局の国の法令に定める限りにおいて、当該情報が使用され、又は開示されることを妨げるものではない。当該税関当局は、可能なときはいつでも被要請当局に対し、当該情報の開示を事前に通報する。

- |  |  |
|--|--|
| <p>1 要請された情報が、要請当局の国の関税法令が遵守されなかつたことについて開始される刑事手続であつて、裁判所又は裁判官の行つものにおいて使用され得る場合又は使用が意図され得る場合には、当該要請当局は、行われた可能性がある犯罪を特定する。</p> <p>2 一方の締約国政府が、1に規定する情報以外の受領した情報を裁判所又は裁判官の行う刑事手続において使用することを希望する場合には、当該一方の締約国政府の税関当局は、当該情報提供した他方の締約国政府の税関当局の書面による事前の同意を得るものとする。</p> <p>3 1又は2に規定する状況において提供された場合を除くほか、この協定に従つて受領した情報は、要請当局の締約国政府により裁判所又は裁判官の行う刑事手続において使用され得る場合には、裁判官の行う刑事手続において使用され得る場合には、当該要請当局は、行われた可能性がある犯罪を特定する。</p> | <p><b>第十一条</b> 刑事手続における情報の使用</p>   |
| <p><b>第十二条</b> 例外</p>  | <p>1 被要請当局の締約国政府は、この協定に基づく支援が自国の主権、安全、公共政策その他の重要な利益を侵害し、又は自国の関税領域における営業上、事業上若しくは職業上の秘密に関する侵害を伴うこととなると認める場合には、要請された支援を拒否し、若しくは保留することができる、又は一定の条件若しくは要件が満たされることを支援の条件とすることができる。</p> <p>要請当局は、同様の要請を被要請当局から受けたならば要請された支援を実施することができない場合には、自己の要請においてその事実について注意を喚起する。そのような要請に基づく支援の実施については、当該被要請当局の裁量に委ねられる。</p> |
| <p>2 被要請当局は、要請された支援の実施が現に行われている調査（関連する法執行機関による捜査を含む）、訴追又は司法上の手続を妨げることを理由として、その支援の実施を保留することができる。この場合には、当該被要請当局は、一定の条件を付することにより支援を行ふ可能性について判断するため、要請当局と協議する。</p>   | <p>3</p>   |





つじも家庭審議会委員に任命する（各通）（四月二十一日）

公益認定等委員会委員に任命する（四月二十二日）

太田 達也 野坂 祐子

正木 靖子 和氣みち子  
（五月六日）

#### 太平洋広域漁業調整委員会会長公示第十五号

太平洋広域漁業調整委員会指示第四十九号3(2)の規定に基づき、遊漁者のくろまぐろ（大型魚）の採捕を禁止する期間について、次のとおり公示する。

令和七年四月七日 太平洋広域漁業調整委員会会長 北門 利英

令和七年四月九日から令和七年四月三十日まで

#### 日本海・九州西広域漁業調整委員会会長公示第十五号

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第七十九号3(2)の規定に基づき、遊漁者のくろまぐろ（大型魚）の採捕を禁止する期間について、次のとおり公示する。

令和七年四月七日 日本海・九州西広域漁業調整委員会会長 田中 栄次

令和七年四月九日から令和七年四月三十日まで

#### 瀬戸内海広域漁業調整委員会会長公示第十五号

瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第四十八号3(2)の規定に基づき、遊漁者のくろまぐろ（大型魚）の採捕を禁止する期間について、次のとおり公示する。

令和七年四月七日 瀬戸内海広域漁業調整委員会会長 今井 一郎

令和七年四月九日から令和七年四月三十日まで

## 官 告 告

### 官 告 事 項

#### 組換えDNA技術応用飼料の安全性に関する確認を受けた飼料について（公表）

次に掲げる組換えDNA技術応用飼料については、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第1の1の(1)のシの規定に基づき組換えDNA技術応用飼料の安全性に関する確認を行ったので、組換えDNA技術応用飼料及び飼料添加物の安全性に関する確認の手続（平成14年11月26日農林水産省告示第1780号）第4条の規定に基づき公表する。

令和7年5月13日

農林水産大臣 江藤 拓

品種	名 称	申請者
ロトウモロ ロジ	半矮性トウモロコシ MON94804系統	バイエルク ロップサイ ル・インス株式 会社

#### 法務省告示配第十九号

外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（昭和六十二年法律第六十六号）第九条の規定に基づき、次の者に対し、中華人民共和国において弁護士に相当する資格を取得している者として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

氏名 令和七年五月二十二日 法務大臣 鈴木 醒祐

生年月日 千九百七十六年十一月二日

#### 法務省告示配第二十号

外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（昭和六十二年法律第六十六号）第九条の規定に基づき、次の者に対し、中華人民共和国において弁護士に相当する資格を取得している者として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

氏名 令和七年五月二十二日 法務大臣 鈴木 醒祐

生年月日 千九百八十四年二月二十二日

#### 法務省告示配第二十一号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

氏名 令和七年五月二十二日 法務大臣 鈴木 醒祐

住所 静岡県富士宮市

ウイリアン・マサヒロ・イワムラ 昭和51年5月17日生

住所 神戸市中央区

曹英生 昭和32年1月4日生

住所 福岡市博多区

具康信 昭和46年9月24日生

住所 大阪市天王寺区

王朝盛 昭和60年8月23日生

王松瑠 平成25年11月26日生

王廷朋 平成27年6月3日生

住所 横浜市保土ヶ谷区

シブコ・セルゲイ・ウラジーミロヴィチ 昭和27年12月17日生

住所 高知市

朴浚夫 昭和42年10月9日生

高橋直美 昭和42年11月17日生

朴悠太 平成10年4月2日生

朴翔太 平成16年12月3日生

住所 岡山県倉敷市

朴陵太 平成11年8月27日生

住所 愛知県知多市

トラン・ティ・フック・ロック 昭和54年12月8日生

#### 法務省告示配第十九号

ヤリディズ・ウール 昭和62年2月18日生  
ヤリディズ・アイヌル 平成元年2月5日生  
ヤリディズ・アスム・エブベキル 平成26年9月9日生  
ヤリディズ・カスム・エミル 平成30年10月12日生

住所 横浜市神奈川区

マリヤナ・トリニダッド 昭和59年5月8日生  
住所 横浜市旭区

アイリ・トリニダッド 平成17年12月1日生  
住所 埼玉県所沢市

林怡君 昭和56年8月26日生  
住所 埼玉県八潮市

傅妍或 昭和63年3月23日生  
住所 東京都千代田区

張亦甯 平成9年11月28日生  
住所 北海道亀田郡七飯町

崔陽順 昭和56年8月18日生  
住所 静岡県掛川市

鄭青蘋 平成6年2月22日生  
住所 香川県丸龜市

崔亮太 平成7年11月24日生  
住所 愛媛県今治市

許凌悠 平成16年2月3日生  
住所 大阪府枚方市

葉子維 昭和33年11月19日生  
住所 東京都千代田区

俞旌航 平成元年4月15日生  
住所 東京都江東区

劉謹 平成5年7月15日生  
住所 千葉県流山市

多嵐 昭和61年4月3日生  
住所 横浜市神奈川区

朴灵欽 平成8年12月4日生  
住所 東京都中野区

千錫禮 昭和43年10月17日生  
住所 大阪市西淀川区

李廣男 昭和51年5月2日生  
住所 大阪府茨木市

韓裕造 昭和57年12月24日生  
住所 東京都新宿区

朱天雨 平成7年7月26日生  
住所 東京都北区

姜貴峰 昭和60年7月4日生  
住所 岡山市北区

金春子 昭和40年10月19日生  
住所 兵庫県姫路市

李順美 昭和52年7月2日生  
李心花 平成25年2月8日生  
姜大心 平成14年12月27日生

住所 東京都世田谷区  
許晨猷 平成8年9月7日生

住所 東京都目黒区  
ワイン・チヨ・ツー 平成2年8月20日生

住所 山口県岩国市  
金真明 平成11年10月19日生

住所 群馬県高崎市  
朴恵子 昭和33年10月21日生

住所 東京都豊島区  
金教子 昭和44年7月24日生

住所 大阪市住之江区  
周超 昭和59年3月5日生

周沫 令和3年3月4日生

住所 大阪市中央区  
金忻 昭和60年7月26日生

住所 大阪市東淀川区  
サンヨグ・チョウラガイン 平成8年8月22日生  
シワンス・チョウラガイン 令和5年7月19日生

住所 大阪市東住吉区  
ジョナタン・クルス・ダカナイ 平成7年7月24日生

住所 堺市北区  
管曉輝 昭和62年6月7日生

住所 堺市北区  
王松芝 昭和27年2月23日生

住所 大阪市北区  
陳康 平成7年11月14日生  
陳澤宇 令和6年10月21日生

住所 大阪市淀川区  
オンマー・モン 平成7年4月23日生

住所 大阪市浪速区  
ルイジ・アンドリュー・エスグラ・イルストレ 平成元年11月30日生  
エリ・ルイ・ボラヨ・イルストレ 令和4年9月15日生  
エル・ジオ・ボラヨ・イルストレ 令和5年12月28日生

住所 大阪市阿倍野区  
ニルマル・スレスタ 昭和62年11月23日生

住所 大阪市住之江区  
韓春慧 平成8年4月5日生

住所 大阪市東住吉区  
張暉 平成5年12月8日生

住所 大阪市西淀川区  
于泓洋 平成8年5月13日生

住所 大阪府羽曳野市  
林励鯉 昭和28年2月1日生

住所 長野市  
孫童 平成11年1月18日生

住所 静岡県御殿場市  
ローサ・メルセデス・ピヤヌエバ・プラセンシア 昭和63年8月30日生

住所 東京都品川区  
孫雨晨 平成2年9月17日生

住所 東京都品川区  
王覓成 平成7年1月9日生

住所 三重県名張市  
金貞子 昭和24年1月24日生  
丁有希 昭和56年5月4日生

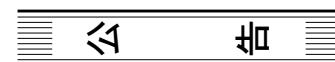
住所 愛知県東海市  
レイ・アールジェル・デル・ロサリオ・バンドング 平成18年5月17日生

住所 福岡県小郡市  
アバス・プロタブ・ビバス 昭和55年8月31日生  
ダクチエタ・ラゼソリ・ビバス 平成24年1月11日生

住所 東京都品川区  
丁夏濱 平成元年5月5日生

住所 千葉県野田市  
黄倫 昭和53年2月11日生  
武威 昭和60年1月28日生  
黄湛桐 令和2年5月17日生

住所 千葉県八千代市  
杜金宏 昭和56年8月3日生



### 概 謬 報

#### 財部町土地改良区役員の退任及び就任の公告

鹿児島県及び宮崎県の区域の一部を地区とし、鹿児島県曾於市に事務所を有する財部町土地改良区から役員の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第19項、第124条及び第136条の4の規定に基づき公告する。

令和7年5月13日 九州農政局長 緒方 和之

#### 退任

役職 氏名 住 所  
理事 福留 勝男 鹿児島県財部町下財部2196番地2

#### 就任

役職 氏名 住 所  
理事 大村 幸男 鹿児島県財部町下財部1912番地

### 北上川沿岸中田地区土地改良区の定款変更の認可の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項、第124条及び第136条の4の規定に基づき、宮城県及び岩手県の区域の一部を地区とし、宮城県登米市に事務所を有する北上川沿岸中田地区土地改良区から申請のあった定款変更については、令和7年4月21日認可したので、同法第30条第3項、第124条及び第136条の4の規定に基づき公告する。

令和7年5月13日

東北農政局長 菅家 秀人

### 登録包括信用購入あつせん業者の営業の廃止に関する公示

割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第31条の登録をした者から、法第35条の規定に基づく営業廃止の届出があったので、法第34条の4の規定及び割賦販売法施行規則（昭和36年通商産業省令第95号）第68条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和7年5月13日

関東経済産業局長 佐合 達矢

名 称	株式会社ダイイチ
本店の所在地	神奈川県川崎市川崎区砂子一丁目2番地19
登録番号	関東（包）第22号
営業廃止年月日	令和7年3月31日

### 登録個別信用購入あつせん業者の営業の廃止に関する公示

割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の3の23の登録をした者から、法第35条の3の35において準用する法第26条第1項の規定に基づく営業廃止の届出があったので、法第35条の3の35において準用する法第24条の規定及び割賦販売法施行規則（昭和36年通商産業省令第95号）第103条において準用する同規則第25条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和7年5月13日

関東経済産業局長 佐合 達矢

名 称	スルガ銀行株式会社
本店の所在地	静岡県沼津市通横町23番地
登録番号	関東（個）第26号-4
営業廃止年月日	令和7年3月31日

### 登録個別信用購入あつせん業者の営業の廃止に関する公示

割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の3の23の登録をした者から、法第35条の3の35において準用する法第26条第1項の規定に基づく営業廃止の届出があったので、法第35条の3の35において準用する法第24条の規定及び割賦販売法施行規則（昭和36年通商産業省令第95号）第103条において準用する同規則第25条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和7年5月13日

関東経済産業局長 佐合 達矢

名 称	株式会社Paidy
本店の所在地	東京都港区赤坂九丁目7番1号
登録番号	関東(個)第86号-3
営業廃止年月日	令和7年2月3日

**登録を受けたクレジットカード番号等取扱契約締結事業者の営業の廃止に関する公示**

割賦販売法(昭和36年法律第159号。以下「法」という。)第35条の17の2の登録をした者から、法第35条の17の14の規定に基づく営業廃止の届出があったので、法第35条の17の13の規定及び割賦販売法施行規則(昭和36年通商産業省令第95号)第133条の12の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和7年5月13日

関東経済産業局長 佐合 達矢

名 称	株式会社ダイイチ
本店の所在地	神奈川県川崎市川崎区砂子一丁目2番地19
登録番号	関東(ク)第53号
営業廃止年月日	令和7年3月31日

**登録を受けたクレジットカード番号等取扱契約締結事業者の営業の廃止に関する公示**

割賦販売法(昭和36年法律第159号。以下「法」という。)第35条の17の2の登録をした者から、法第35条の17の14の規定に基づく営業廃止の届出があったので、法第35条の17の13の規定及び割賦販売法施行規則(昭和36年通商産業省令第95号)第133条の12の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和7年5月13日

関東経済産業局長 佐合 達矢

名 称	キャナルペイメントサービス株式会社
本店の所在地	東京都千代田区神田神保町二丁目10番地4
登録番号	関東(ク)第123号
営業廃止年月日	令和7年4月1日

**建設業の許可の取消処分の公告**

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年5月13日

中国地方整備局長 林 正道

- 1 処分をした年月日 令和7年4月17日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号 エスイー鉄建株式会社 市川真佐史 烏取県西伯郡大山町高田

1151-7 國土交通大臣許可(般-3) 第26286号

- 3 処分の内容 建設業法第29条第1項に基づく許可の取消し(左官工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、熱絶縁工事業、建具工事業に関する一般建設業の許可)
- 4 処分の原因となった事実 令和7年4月11日付けで建設業法第12条(第17条において準用する場合を含む。)の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

**相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告**

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないもので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和7年(家)第6014号

群馬県桐生市織姫町1番1号

申立人 桐生市

本籍群馬県桐生市相生町5丁目284番地13、最後の住所群馬県桐生市相生町5丁目284番地の13、死亡の場所群馬県桐生市、死亡年月日令和6年7月11日、出生の場所群馬県桐生市、出生年月日昭和42年6月18日、職業歯科医師

被相続人 亡 飯野 隆司

事務所群馬県桐生市東6丁目6番64号

相続財産清算人 司法書士 川井 孝之

催告期間満了日 令和7年11月18日

前橋家庭裁判所桐生支部

令和7年(家)第20028号

群馬県前橋市大手町2丁目5番2号

申立人 司法書士法人才フィス東Registaration

本籍群馬県高崎市八千代町4丁目3番、最後の住所群馬県高崎市石原町3348番地1ケアホームおおいし、死亡の場所群馬県高崎市、死亡年月日令和7年1月15日、出生の場所宮城県仙台市、出生年月日昭和25年1月5日、職業無職

被相続人 亡 小山田正子

事務所群馬県高崎市上中居町1536-1エターナルタウンA はるな総合法律事務所

相続財産清算人 長谷川千晶

催告期間満了日 令和7年11月14日

前橋家庭裁判所高崎支部

令和7年(家)第760号

富山市新桜町7番38号

申立人 富山市長 藤井 裕久

本籍富山県富山市八人町41番地、最後の住所不明、死亡の場所富山市、死亡年月日平成6年10月24日、出生の場所富山県富山市、出生年月日大正4年6月29日、職業不詳

被相続人 亡 日中 キヌ

富山市堀端町1番12号 富山中央法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 丸山 哲司  
催告期間満了日 令和7年11月20日

富山家庭裁判所

令和7年(家)第767号

富山市新桜町7番38号

申立人 富山市長 藤井 裕久

本籍富山県富山市星井町1丁目216番地、最後の住所富山市八尾町福島111番地1、死亡の場所富山市、死亡年月日平成18年5月17日、出生の場所福井県大野郡勝山町、出生年月日昭和9年4月19日、職業不詳  
被相続人 亡 高川 幸夫

富山市布瀬町南2-10-14 2-A 川島泰士法律事務所

相続財産清算人 弁護士 川島 泰士

催告期間満了日 令和7年11月25日

富山家庭裁判所

令和7年(家)第927号

山梨県北杜市須玉町江草10837

申立人 小澤 輝久

本籍山梨県北杜市須玉町江草8067番地、最後の住所山梨県甲府市中村町11番18号和久園、死亡の場所山梨県甲府市、死亡年月日令和7年2月5日、出生の場所東京都東京市四谷区、出生年月日昭和8年1月1日、職業無職  
被相続人 亡 中田 伊勢

事務所山梨県甲府市相生1丁目1番20号 清田法律事務所

相続財産清算人 弁護士 清田 路子

催告期間満了日 令和7年11月18日

甲府家庭裁判所

令和7年(家)第175号

名古屋市中区丸の内3丁目5番10号

申立人 特定非営利活動法人きずな会

本籍愛知県豊田市本地町10丁目82番地、最後の住所愛知県みよし市打越町山ノ神60番地安立荘、死亡の場所愛知県みよし市、死亡年月日令和4年3月1日、出生の場所不詳、出生年月日昭和12年7月23日、職業無職  
被相続人 亡 加藤 肇

愛知県豊田市若宮町2丁目16番地1中村ビル4階けやき通り法律事務所

相続財産清算人 弁護士 加計 奈美

催告期間満了日 令和7年11月21日

名古屋家庭裁判所岡崎支部

令和7年(家)第189号  
愛知県西尾市吉良町津平文道西137番地  
申立人 内藤 勉  
本籍愛知県西尾市米津町荒井8番地1、最後の住所愛知県西尾市米津町荒井8番地1、死亡の場所愛知県西尾市、死亡年月日令和4年12月頃、出生の場所愛知県西尾市、出生年月日昭和44年6月1日、職業不詳  
被相続人 亡 稲垣 賢一  
愛知県岡崎市明大寺町字奈良井35番地1  
相続財産清算人 弁護士 天野 太郎  
催告期間満了日 令和7年11月21日  
名古屋家庭裁判所岡崎支部  
令和7年(家)第39号  
愛知県名古屋市中区丸の内2丁目17番12号丸の内エステートビル10階  
申立人 司法書士法人ほのぼの法務事務所 代表者社員 井上 恵介  
本籍三重県松阪市嬉野須賀領町540番地1、最後の住所三重県松阪市嬉野須賀領町540番地1、死亡の場所三重県松阪市、死亡年月日令和6年7月25日、出生の場所三重県一志郡嬉野町、出生年月日昭和23年2月1日、職業無職  
被相続人 亡 飯田むつみ  
愛知県名古屋市中区錦2丁目4番23号シトラスTビル7階  
相続財産清算人 弁護士法人東海総合  
催告期間満了日 令和7年11月20日  
津家庭裁判所  
令和7年(家)第62号  
秋田県北秋田市脇神字中金堀145番地2  
申立人 戸沢久美子  
本籍三重県津市柳山津興1535番地15、最後の住所三重県津市上弁財町5番3号 コーポファミール103、死亡の場所三重県津市、死亡年月日令和2年5月9日、出生の場所秋田県北秋田郡沢口村、出生年月日昭和26年5月22日、職業無職  
被相続人 亡 安谷由紀子  
三重県四日市市諒訪町5番9号 メゾントレンディー2階 西村法律事務所  
相続財産清算人 西村 和晃  
催告期間満了日 令和7年11月18日  
津家庭裁判所  
令和6年(家)第70268号  
兵庫県姫路市白浜町宇佐崎中1丁目249番地  
エンゼルハイム姫路白浜405号  
申立人 大沢 久美

本籍兵庫県姫路市家島町宮1632番地、最後の住所兵庫県姫路市白浜町宇佐崎中1丁目249番地エンゼルハイム姫路白浜405号、死亡の場所岡山県真庭市、死亡年月日令和5年12月23日、出生の場所兵庫県飾磨郡広畑町、出生年月日昭和18年6月15日、職業無職  
被相続人 亡 大沢 昭昌  
事務所兵庫県姫路市忍町103番地アドバンスエイトビル友久法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 友久 康弘  
催告期間満了日 令和7年11月15日  
神戸家庭裁判所姫路支部  
令和7年(家)第40084号  
札幌市中央区南1条西4丁目5番地1大手町ビル8階  
申立人 弁護士法人カント  
本籍北海道札幌市豊平区西岡1条9丁目323番地210、最後の住所札幌市豊平区西岡1条9丁目12番11号、死亡の場所北海道札幌市厚別区、死亡年月日令和6年10月12日、出生の場所北海道江別市、出生年月日昭和38年10月17日、職業無職  
被相続人 亡 河崎まなみ  
事務所札幌市中央区南2条西10丁目1番地才エノン北海道ビル4階北澤慎之介法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 北澤慎之介  
催告期間満了日 令和7年12月18日  
札幌家庭裁判所  
令和7年(家)第388号  
東京都中野区本町2丁目46番1号  
申立人 エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社  
本籍北海道帯広市西2条南2丁目4番地、最後の住所北海道帯広市東1条南6丁目1番地1北央ビル501号、死亡の場所北海道帯広市、死亡年月日推定令和6年8月19日、出生の場所北海道中川郡池田町、出生年月日昭和25年2月24日、職業不明  
被相続人 亡 佐藤 道子  
事務所北海道帯広市大通南11丁目19番地1澤田ビル2階 弁護士法人野村弘法律事務所  
相続財産清算人 野村 弘  
催告期間満了日 令和7年11月25日  
釧路家庭裁判所帯広支部  
令和7年(家)第40031号  
盛岡市北山2丁目25番13号  
申立人 佐藤 安子  
本籍岩手県盛岡市北山2丁目25番、最後の住所盛岡市北山2丁目25番13号、死亡の場所岩手県盛岡市、死亡年月日令和6年3月10日、

出生の場所岩手県盛岡市、出生年月日昭和34年7月11日、職業会社役員  
被相続人 亡 佐藤 充弘  
事務所盛岡市本宮6丁目14番13号  
相続財産清算人 司法書士 小笠原 祥  
催告期間満了日 令和7年12月1日  
盛岡家庭裁判所  
令和7年(家)第4009号  
岩手県宮古市南町4番8号  
申立人 坂本 心  
本籍岩手県宮古市鍬ヶ崎仲町125番地、最後の住所岩手県宮古市崎山第5地割94番地わかたけ学園、死亡の場所岩手県宮古市、死亡年月日令和7年1月19日、出生の場所岩手県宮古市、出生年月日昭和24年1月3日、職業無職  
被相続人 亡 関川 克治  
事務所岩手県宮古市宮町1丁目3番5号陸中ビル2階三陸うみねこ法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 吉水 和也  
催告期間満了日 令和7年11月28日  
盛岡家庭裁判所宮古支部  
令和7年(家)第30047号  
仙台市青葉区一番町1丁目17番24号高裁前ビル3階  
申立人 男澤 拓  
本籍宮城県仙台市宮城野区宮城野2丁目159番地、最後の住所仙台市宮城野区宮城野2丁目5番3号、死亡の場所宮城県仙台市青葉区、死亡年月日令和6年11月3日、出生の場所宮城県仙台市、出生年月日昭和15年2月5日、職業無職  
被相続人 亡 庄司 辰雄  
仙台市青葉区片平1丁目5番20号 ハルシュタットビル5-A 菅野淳一法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 菅野 淳一  
催告期間満了日 令和7年12月5日  
仙台家庭裁判所  
令和7年(家)第30012号  
茨城県桜川市今泉770番地  
申立人 安達 尚伯  
本籍茨城県桜川市木植25番地、最後の住所桜川市木植25番地、死亡の場所茨城県石岡市、死亡年月日令和6年9月16日、出生の場所茨城県西茨城郡東那珂村、出生年月日昭和2年10月21日、職業無職  
被相続人 亡 大嶋美恵子  
事務所千葉市中央区中央3丁目10番4号マーキュリー千葉3階 烏羽田法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 草薙 博子  
催告期間満了日 令和7年12月17日  
千葉家庭裁判所

茨城県桜川市西桜川3丁目36番地宮ハイツ2号室  
相続財産清算人 司法書士 奥村 洋史  
催告期間満了日 令和7年11月25日  
水戸家庭裁判所  
令和7年(家)第20005号  
栃木県矢板市幸岡942番地  
申立人 大島 英男  
本籍栃木県大田原市佐久山2127番地、最後の住所栃木県大田原市佐久山2127番地、死亡の場所栃木県大田原市、死亡年月日令和5年1月19日頃、出生の場所栃木県大田原市、出生年月日昭和31年11月9日、職業無職  
被相続人 亡 五十嵐和男  
事務所栃木県大田原市末広1-1-32三浦ビル2階潮田賢治法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 潮田 賢治  
催告期間満了日 令和7年11月28日  
宇都宮家庭裁判所大田原支部  
令和7年(家)第30060号  
千葉市中央区千葉港4番5号  
申立人 社会福祉法人千葉県社会福祉協議会  
本籍千葉県千葉市稻毛区稻毛1丁目839番地、最後の住所千葉市若葉区多部田町754番地33、死亡の場所千葉県千葉市若葉区、死亡年月日令和5年7月19日、出生の場所千葉県千葉市、出生年月日昭和16年6月15日、職業不明  
被相続人 亡 川島 廣子  
事務所千葉市中央区中央3丁目5番1号 クリエ千葉中央6階B号室 かなで法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 塩野 大介  
催告期間満了日 令和7年12月16日  
千葉家庭裁判所  
令和7年(家)第30102号  
東京都小平市学園東町2丁目4番20-103号  
申立人 廣岡 俊昭  
本籍千葉市中央区今井町1491番地16、最後の住所千葉県習志野市袖ヶ浦2丁目5番6-501号、死亡の場所千葉県市川市、死亡年月日令和6年10月28日、出生の場所北海道札幌市、出生年月日昭和23年3月1日、職業無職  
被相続人 亡 大嶋美恵子  
事務所千葉市中央区中央3丁目10番4号マーキュリー千葉3階 烏羽田法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 草薙 博子  
催告期間満了日 令和7年12月17日  
千葉家庭裁判所

## 令和7年(家)第30023号

千葉県佐倉市海隣寺町97

申立人 佐倉市長

本籍千葉県佐倉市井野1384番地19、最後の住所千葉県佐倉市井野1384番地19、死亡の場所千葉県佐倉市、死亡年月日推定平成30年12月25日、出生の場所福島県福島市、出生年月日昭和26年4月26日、職業不詳

被相続人 亡 清野 良夫

事務所千葉県船橋市本町2丁目27番25号太陽生命船橋ビル7階 船橋第一法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 島貫美穂子  
催告期間満了日 令和7年12月16日

千葉家庭裁判所佐倉支部

## 令和7年(家)第30073号

東京都中央区銀座6丁目17番1号

申立人 東京信用保証協会

本籍千葉県柏市松葉町5丁目1番地2、最後の住所千葉県柏市松葉町5丁目1番地2 20棟102号、死亡の場所千葉県野田市、死亡年月日令和6年6月12日、出生の場所大阪府大阪市北区、出生年月日昭和12年12月13日、職業会社役員

被相続人 亡 岩瀬 善雄

事務所千葉県柏市中央町2-1 柏センタービル4階 柏グリーン法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 梶上 正樹  
催告期間満了日 令和7年12月16日

千葉家庭裁判所松戸支部

## 令和6年(家)第30262号

千葉県市川市東菅野3丁目32番7号 チェリーコート102号

申立人 猪瀬 幸子

本籍千葉県市川市本北方2丁目12番、最後の住所千葉県市川市本北方2丁目12番20号、死亡の場所東京都江戸川区、死亡年月日令和6年6月22日、出生の場所千葉県香取郡吉田村、出生年月日昭和23年2月11日、職業無職  
被相続人 亡 林 一夫

事務所千葉県市川市八幡2丁目8番1号SKビル201未来飛翔法律事務所

相続財産清算人 弁護士 小畠 常義

催告期間満了日 令和7年12月16日

千葉家庭裁判所市川出張所

## 令和6年(家)第30318号

東京都千代田区神田錦町2丁目11番地

申立人 株式会社ワイス・パートナーズ

本籍千葉県市川市曾谷8丁目18番、最後の住所千葉県市川市曾谷8丁目18番21号、死亡の場所千葉県市川市、死亡年月日令和5年11月21日、出生の場所北海道旭川市、出生年月日昭和44年2月2日、職業会社代表者

被相続人 亡 高橋 雅明

事務所千葉県船橋市印内町593番地1 N S T第2ビル7階弁護士法人戸田労務経営西船橋法律事務所

相続財産清算人 弁護士 窪田 優司

催告期間満了日 令和7年12月16日

千葉家庭裁判所市川出張所

## 相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

## 令和7年(家)第4013号

岩手県花巻市大通り2丁目6番14号 マンションSAN・SAN1階 はなまき法律事務所

申立人 安部 修司

本籍岩手県北上市口内町反町114番地、最後の住所岩手県北上市口内町反町114番地、死亡の場所岩手県北上市、死亡年月日推定令和3年10月20日、出生の場所岩手県北上市、出生年月日昭和25年12月19日、職業不明  
被相続人 亡 伊藤 政義

催告期間満了日 令和7年11月21日

盛岡家庭裁判所花巻支部

## 公示催告

次の申立人から別紙目録表示の権利について公示催告の申立てがあったので、その権利者は、下記権利の届出の終期までに当裁判所に権利を届け出してください。もし下記権利の届出の終期までに権利の届出がない場合には、その権利は失権することがあります。

## 令和7年(家)第1号

愛知県東海市名和町下新屋敷3番地

申立人 山口 正人

申立人代理人弁護士 荻須 茂生

権利の届出の終期 令和7年8月6日

令和7年4月16日 半田簡易裁判所  
(別紙) 目録

(1)土地 東海市名和町下新屋敷4番2

宅地 109.09平方メートル

(2)登記年月日番号 名古屋法務局半田支局明治35

年12月5日受付第4287号

(3)登記した権利の内容

登記の目的 地上権設定

原因 明治35年7月16日設定

目的 建物建設

存続期間 満46ヶ年間

地代 1ヶ年玄米2斗6升1合

支払期 每年12月10日

地上権者 知多郡名和村大字名和506番戸

山口 代松

## 失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出してください。

## 令和7年(家)第10019号

和歌山県西牟婁郡すさみ町周参見4676番地の5

申立人 荒井 和代

本籍和歌山県西牟婁郡すさみ町周参見4630番地1、最後の住所和歌山県西牟婁郡すさみ町周参見4676番地の5  
不在者 荒井 正志

昭和23年1月23日生

届出期間満了日 令和7年6月23日

和歌山家庭裁判所田辺支部

## 失踪宣告

## 令和6年(家)第1894号

本籍栃木県佐野市秋山町613番地、最後の住所神奈川県横浜市神奈川区羽沢南2丁目26番1-501号

不在者 阿部 清

昭和46年6月18日生

令和7年4月17日失踪宣告審判確定

横浜家庭裁判所裁判所書記官

## 令和6年(家)第2079号

本籍神奈川県横浜市戸塚区汲沢6丁目37番、最後の住所横浜市戸塚区汲沢6丁目37番20号  
不在者 寺島佐津子

昭和35年7月26日生

令和7年4月15日失踪宣告審判確定

横浜家庭裁判所裁判所書記官

## 令和6年(家)第248号

本籍福岡県柳川市三橋町棚町760番地、最後の住所ブラジル連邦共和国以下不詳  
不在者 原田 政武

昭和32年3月31日生

令和7年4月18日失踪宣告審判確定

横浜家庭裁判所川崎支部裁判所書記官

## 令和6年(家)第161号

本籍神奈川県平塚市老松町11番、最後の住所神奈川県平塚市南金目1313番地の40  
不在者 稲川 敬志

昭和56年7月17日生

令和7年4月16日失踪宣告審判確定

横浜家庭裁判所小田原支部裁判所書記官

## 破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

## 令和7年(フ)第453号

千葉県浦安市東野3丁目9番17-202号

債務者 株式会社おふいすJAM

代表者 代表取締役 木村眞知子

1 決定年月日時 令和7年4月24日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 藤岡 康友

4 破産債権の届出期間 令和7年5月26日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月28日午前11時

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第484号	東京都中央区京橋1丁目18番2-304号 債務者 株式会社spring 代表者代表取締役 青沼 久美 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 五月女智昭 4 破産債権の届出期間 令和7年5月26日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月4日午後1時20分 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第479号	千葉市緑区おゆみ野南1丁目31番地35 債務者 株式会社メディアアーク 代表者代表取締役 矢口太津弥 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 西川 雄介 4 破産債権の届出期間 令和7年5月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月28日午前10時40分 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第516号	千葉県八千代市八千代台北1丁目11番8号 債務者 株式会社翔和エステート 代表者代表取締役 神 直人 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大杉 洋平 4 破産債権の届出期間 令和7年5月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月4日午前10時 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第2779号	東京都練馬区東大泉7丁目1番10号 債務者 有限会社 笹川興業 代表者代表取締役 笹川 裕司 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 三上 侑祐 4 破産債権の届出期間 令和7年5月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月24日午前10時 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
東京地方裁判所民事第20部	

令和7年(フ)第537号	千葉県白井市河原子250番6 債務者 有限会社サムテック 代表者代表取締役 前田 秀昭 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山本 好生 4 破産債権の届出期間 令和7年5月30日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月4日午前11時20分 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第504号	名古屋市天白区元八事1丁目157番地 債務者 三立メンテナンス株式会社 代表者代表取締役 牛田 好則 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大杉 浩二 4 破産債権の届出期間 令和7年5月30日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月29日午前10時10分 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第427号	神奈川県相模原市南区相武台2丁目22番5号 債務者 丸一商事株式会社 代表者代表取締役 大竹 博紀 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山田 英男 4 破産債権の届出期間 令和7年6月2日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月1日午前11時30分 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第885号	神奈川県横須賀市野比2丁目19番7号 債務者 株式会社ライトアペイil 代表者代表取締役 秋間 昭雄 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 神田木綿子 4 破産債権の届出期間 令和7年6月2日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月7日午前11時10分 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第53号	香川県丸亀市金倉町1948番地 債務者 丸栄産業株式会社 代表者代表取締役 荒井 紀行 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 坂入 誠 4 破産債権の届出期間 令和7年6月11日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月31日午前10時30分 高松地方裁判所丸亀支部
令和7年(フ)第34号	山形県西置賜郡飯豊町大字萩生1725番地1 債務者 セパレータデザイン株式会社 代表者代表取締役 森合 貴志 1 決定年月日時 令和7年4月30日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 遠藤 正紀 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月8日午前11時30分 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
令和7年(フ)第74号	4 破産債権の届出期間 令和7年6月16日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月5日午前10時10分 山形地方裁判所米沢支部
令和7年(フ)第386号	広島市中区八丁堀14-7八丁堀カシマビル5階 債務者 株式会社センターユース 代表者代表取締役 竹田 貴志 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 見之越常治 4 破産債権の届出期間 令和7年5月30日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月19日午前10時30分 水戸地方裁判所下妻支部
令和7年(フ)第94号	6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。 広島地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第1649号	1 決定年月日時 令和7年4月28日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 尾崎 夏樹 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月17日午後1時50分 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第1679号	1 決定年月日時 令和7年4月28日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 北野 英彦 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月14日午後1時40分 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第188号	1 決定年月日時 令和7年4月28日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 森本 英伸 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月14日午後1時40分 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第30号	1 決定年月日時 令和7年4月28日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 横畠 裕典 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月14日午後1時30分 大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和7年(フ)第30号	1 決定年月日時 令和7年4月30日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 河野 智幸 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月15日午前10時20分 佐賀地方裁判所唐津支部
令和7年(フ)第1402号	1 決定年月日時 令和7年4月28日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 横山 浩 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月17日午後1時40分 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第1522号	1 決定年月日時 令和7年4月28日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 畑山 和幸 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月24日午後1時40分 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1519号	1 決定年月日時 令和7年4月28日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 西村 徹 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月7日前10時15分 鹿児島地方裁判所知覧支部破産再生係
令和7年(フ)第181号	1 決定年月日時 令和7年4月24日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中川 悟 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月24日午後2時10分 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第528号	1 決定年月日時 令和7年4月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 豊田 雅士 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月9日前1時10分 さいたま地方裁判所川越支部
令和7年(フ)第52号	1 決定年月日時 令和7年4月25日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大塚信之介 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月28日午前11時30分 さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第459号	1 決定年月日時 令和7年4月28日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 庄司千鶴子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年8月8日午前11時 仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和7年(フ)第87号	1 決定年月日時 令和7年4月30日午後1時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 鶴見 聰志 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年8月8日午前11時 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係
令和7年(フ)第204号	1 決定年月日時 令和7年4月30日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 木村 裕史 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年8月22日午後4時 神戸地方裁判所姫路支部
令和7年(フ)第983号	1 決定年月日時 令和7年4月28日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 井口 貢 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月23日午後2時 大阪市浪速区恵美須西3丁目3番31号
令和7年(フ)第155号	1 決定年月日時 令和7年4月28日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 木村 裕史 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月24日午後1時40分 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第15号	1 決定年月日時 令和7年4月28日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 松井 隆司 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月22日午前10時 前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和7年(フ)第130号 神戸市中央区御幸通4丁目2番9号 債務者 株式会社ルネサンス・エージェント 代表者代表取締役 松本 匡史 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 吉田 韶 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月22日午前10時30分 神戸地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第131号 神戸市中央区御幸通4丁目2番9号 債務者 株式会社ルネサンス・サービスーズ 代表者代表取締役 松本 匡史 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 吉田 韶 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月22日午前10時30分 神戸地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第1158号 大阪府箕面市粟生間谷西7丁目4番13-101号 債務者 ライフリライト株式会社 代表者代表取締役 大野 雅司 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 石坂 省悟 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月24日午後1時50分 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第1636号 大阪市中央区安土町1丁目7番13号 債務者 株式会社F u j i トラスト 代表者代表取締役 岩藤 貴則 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山崎 道雄 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月24日午後2時50分 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第82号 群馬県高崎市浜尻町1135番地サンクフルタウン1-2F-H 債務者 株式会社p i e c e s 代表者代表取締役 西村 啓

1 決定年月日時 令和7年4月30日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 館山 史明 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月28日午前10時30分 前橋地方裁判所高崎支部
令和7年(フ)第88号 群馬県高崎市新町2138番地9アトレシティーパレス303号 債務者 合同会社R & S 代表者代表社員 ドン・ティ・フォン 1 決定年月日時 令和7年4月30日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 篠崎 幸治 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月28日午前10時40分 前橋地方裁判所高崎支部
令和7年(フ)第446号 さいたま市浦和区上木崎4丁目11番15号 債務者 株式会社伊藤商店 特別代理人 佐藤 千秋 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 玉作 恵美 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月28日午後1時50分 さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第42号 横浜市港南区大久保1-11-3-104 債務者 K・P R E M I E R 株式会社 代表者代表取締役 川崎 博史 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 竹本 香織 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月30日午後1時30分 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第226号 神戸市垂水区舞子台7丁目2番18-209号 債務者 株式会社F a s t l i f e 代表者代表取締役 板倉 龍馬 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 濱本 由 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年8月5日午前11時30分 神戸地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第19号 大分県佐伯市米水津大字色利浦字内越浦1816番地 債務者 有限会社小松商店 代表者代表取締役 小松 敬長 1 決定年月日時 令和7年5月1日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 川口 丹子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年8月25日午前11時30分 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
令和7年(フ)第194号 兵庫県西宮市神園町1-4、商業登記簿上の本店所在地兵庫県西宮市深谷町5番20号 債務者 株式会社O G B I N T E R N A T I O N A L 代表者代表取締役 一樂 貴子 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 津久井 進 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年8月25日午前11時 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
令和7年(フ)第2851号 東京都品川区戸越2丁目1番3号 丸雄建築ビル2階 債務者 株式会社スマイルラボ 代表者代表取締役 成田 克弘 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 鈴木 知幸 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年8月19日午後3時 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第188号 愛知県春日井市勝川町6丁目151番地 ルネッサンスシティ勝川2番街102 債務者 株式会社S L C 代表者代表取締役 稲葉 陽輔 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 堀 真吾 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年8月20日午前10時20分 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第104号 高知県安芸市寿町7番30号 債務者 有限会社あき薬局 代表者代表取締役 有沢 壽市 1 決定年月日時 令和7年4月28日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 鳥越 徹 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年8月26日午前11時 大分地方裁判所民事第1部破産再生係
令和7年(フ)第86号 大分市大字竹矢1280番地 債務者 有限会社大翔運輸 代表者代表取締役 田崎 正昭 1 決定年月日時 令和7年4月30日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 松田 祐人 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年8月26日午前10時30分 大阪地方裁判所堺支部破産係
令和7年(フ)第737号 愛知県知多市新舞子南西田29番地1 債務者 株式会社B l u e O c e a n 代表者代表取締役 中村 修太 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大林 哲也 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年8月27日午後1時30分 名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第347号	1 決定年月日時 令和7年4月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 茂木克好 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月28日午前10時20分 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第179号	1 決定年月日時 令和7年5月1日午前9時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 芝原 章吾 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月28日午後2時 鹿児島地方裁判所民事第3部破産係
令和7年(フ)第146号	1 決定年月日時 令和7年4月28日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐藤 朗 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月29日午前10時30分 大分地方裁判所民事第1部破産再生係
令和7年(フ)第104号	1 決定年月日時 令和7年5月1日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 菊池 尚 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月2日午前11時40分 盛岡地方裁判所第2民事部
令和7年(フ)第87号	1 決定年月日時 令和7年4月25日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小泉 隆志 4 破産債権の届出期間 令和7年6月9日まで 茨城県水戸市吉沼町520番地の3 債務者 有限会社インテリアサトウ 代表者代表取締役 深谷 恵三

1 決定年月日時 令和7年4月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 一ノ瀬美枝 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月3日午前11時30分 水戸地方裁判所	5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月14日午前11時10分 6 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 奈良地方裁判所葛城支部破産係
令和7年(フ)第2000号	令和7年(フ)第88号
大阪市中央区大手前1-7-310MMビル16F 債務者 新栄プラント建設株式会社 代表者代表取締役 熱田 敏広 1 決定年月日時 令和7年4月30日午前9時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 森田 豪 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月4日午後3時30分 大阪地方裁判所第6民事部	三重県三重郡川越町大字亀尾新田151番地 ローズハウス○zⅢ 202 債務者 平田真由美 1 決定年月日時 令和7年4月30日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 川本 一子 4 破産債権の届出期間 令和7年6月18日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月18日午前10時15分 6 免責意見申述期間 令和7年7月4日まで 津地方裁判所四日市支部破産係
令和7年(フ)第50号	令和7年(フ)第50号
宮城県石巻市丸井戸1丁目3番10号 ハイブリッジプラザ1-A号、前住所宮城県石巻市中央1丁目2番20号 市営中央第一復興住宅207号 債務者 佐久間孝仁 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 斎藤 智 4 破産債権の届出期間 令和7年6月17日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月27日午前10時15分 6 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで 仙台地方裁判所石巻支部破産係	青森県三戸郡南部町大字大向字下夕構7番地5 債務者 高橋 浩寛 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 畠山 賢次 4 破産債権の届出期間 令和7年5月30日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月14日午前11時 6 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで 青森地方裁判所八戸支部破産係
令和7年(フ)第23号	令和7年(フ)第23号
奈良県橿原市曾我町806番地の1 Pelet e M 203、前住所奈良県橿原市葛本町544番地の1 サンモールパート2 203 債務者 大野りょう子 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 河野 智幸 4 破産債権の届出期間 令和7年6月13日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月15日午前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年7月14日まで 佐賀地方裁判所唐津支部	佐賀県東松浦郡玄海町大字石田1155番地4、前住所佐賀県唐津市鏡1243番地9 債務者 山下 和子 1 決定年月日時 令和7年4月30日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 河野 智幸 4 破産債権の届出期間 令和7年6月13日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月15日午前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年7月9日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第235号	令和7年(フ)第235号
1 決定年月日時 令和7年4月30日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 金川 昌平 4 破産債権の届出期間 令和7年5月30日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月15日午後1時15分 6 免責意見申述期間 令和7年7月14日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係	川崎市川崎区港町10番14-303号 グランイーグル川崎東II 債務者 星 広光 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 金川 昌平 4 破産債権の届出期間 令和7年5月30日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月15日午後1時15分 6 免責意見申述期間 令和7年7月14日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係

<p><b>令和7年(フ)第54号</b> 千葉県山武市松尾町祝田90番地 グリーンハイツ祝田B201 債務者 川島 雅敏 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 濑川 尚吾 4 破産債権の届出期間 令和7年5月30日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月28日午前11時30分 6 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで 千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係</p>	<p>5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年8月7日午前11時10分 6 免責意見申述期間 令和7年8月6日まで 横浜地方裁判所第3民事部</p> <p><b>令和7年(フ)第235号</b> 神戸市西区学園東町4丁目46番地の3 債務者 濱崎 真治 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 新井 大介 4 破産債権の届出期間 令和7年6月2日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月15日午前11時 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。</p>	<p>5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月5日午後1時30分 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。</p> <p>7 免責意見申述期間 令和7年8月4日まで 松江地方裁判所出雲支部</p>	<p><b>令和7年(フ)第64号</b> 兵庫県明石市野々上2丁目8番地の11、前住所兵庫県明石市西明石町5丁目3番15号 債務者 大対 倫子 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 的場 健祐 4 破産債権の届出期間 令和7年6月6日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月19日午後1時20分 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。</p>
<p><b>令和7年(フ)第2372号</b> 東京都練馬区東大泉7丁目1-10 債務者 笹川 裕司 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 三上 侑祐 4 破産債権の届出期間 令和7年5月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月24日午前10時 6 免責意見申述期間 令和7年7月24日まで 東京地方裁判所民事第20部</p>	<p><b>令和7年(フ)第43号</b> 横浜市旭区上白根3丁目23番23号 債務者 川崎 博史 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 竹本 香織 4 破産債権の届出期間 令和7年6月2日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月30日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年7月29日まで 横浜地方裁判所第3民事部</p>	<p><b>令和7年(フ)第22号</b> 島根県出雲市所原町4238番地 債務者 佐藤 泰則 1 決定年月日時 令和7年4月28日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 金山 孝治 4 破産債権の届出期間 令和7年5月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月1日午後1時30分 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。</p>	<p><b>令和7年(フ)第2号</b> 神戸地方裁判所第3民事部</p> <p><b>令和7年(フ)第22号</b> 島根県出雲市所原町4238番地 債務者 佐藤 泰則 1 決定年月日時 令和7年4月28日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 金山 孝治 4 破産債権の届出期間 令和7年5月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月1日午後1時30分 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。</p> <p>7 免責意見申述期間 令和7年7月2日まで 神戸地方裁判所明石支部破産係</p>
<p><b>令和7年(フ)第43号</b> 横浜市旭区上白根3丁目23番23号 債務者 川崎 博史 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 竹本 香織 4 破産債権の届出期間 令和7年6月2日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月30日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年7月29日まで 横浜地方裁判所第3民事部</p>	<p><b>令和7年(フ)第5号</b> 島根県大田市温泉津町温泉津イ665番地 市営松山住宅A-3、前住所島根県大田市鳥井町鳥井135番地乙 債務者 漁師料理活海こと 竹山 克己 1 決定年月日時 令和7年4月28日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 津森 美教 4 破産債権の届出期間 令和7年5月28日まで</p>	<p><b>令和7年(フ)第5号</b> 北九州市小倉南区朽網西4丁目22番4号日豊団地400-105号(前住所 福岡県行橋市大字流末1277番地3 心の駅行橋、福岡県行橋市大字上津熊207番地8) 債務者 岡田 和男 1 決定年月日時 令和7年4月30日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 河合 利弘 4 破産債権の届出期間 令和7年5月28日まで</p>	<p><b>令和7年(フ)第5号</b> 鹿児島市紫原5丁目28番6号 久保アパート202 債務者 日高 照光 1 決定年月日時 令和7年4月24日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 堂免 修 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月27日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで 鹿児島地方裁判所民事第3部破産係</p>
<p><b>令和7年(フ)第886号</b> 神奈川県藤沢市辻堂元町3丁目9番23号 ウエストGII B棟 B-1 債務者 秋間 昭雄 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 神田木綿子 4 破産債権の届出期間 令和7年6月2日まで</p>	<p><b>令和7年(フ)第5号</b> 島根県大田市温泉津町温泉津イ665番地 市営松山住宅A-3、前住所島根県大田市鳥井町鳥井135番地乙 債務者 漁師料理活海こと 竹山 克己 1 決定年月日時 令和7年4月28日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 津森 美教 4 破産債権の届出期間 令和7年5月28日まで</p>	<p><b>令和7年(フ)第5号</b> 北九州市小倉南区朽網西4丁目22番4号日豊団地400-105号(前住所 福岡県行橋市大字流末1277番地3 心の駅行橋、福岡県行橋市大字上津熊207番地8) 債務者 岡田 和男 1 決定年月日時 令和7年4月30日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 荒木 勉</p>	<p><b>令和7年(フ)第38号</b> 鹿児島市紫原5丁目28番6号 久保アパート202 債務者 日高 照光 1 決定年月日時 令和7年4月24日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 堂免 修 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月27日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで 鹿児島地方裁判所民事第3部破産係</p> <p><b>令和7年(フ)第57号</b> 長崎県長崎市土井首町238番地3 県営住宅毛井首団地S棟401号 債務者 加藤 祐樹 1 決定年月日時 令和7年5月1日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 塩飽 昂志 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月25日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 長崎地方裁判所民事部破産係</p> <p><b>令和7年(フ)第17号</b> 鹿児島県指宿市山川成川931番地1、従前の住所愛知県名古屋市南区豊田2丁目11番2号(スブランドウール道德101号) 債務者 豊崎 政之 1 決定年月日時 令和7年4月24日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 上川 清 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月30日午前11時15分 5 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 鹿児島地方裁判所知覧支部破産再生係</p> <p><b>令和7年(フ)第59号</b> 鹿児島市加治屋町9番22-2号 Aクロス加治屋202号 債務者 川口 浩征 1 決定年月日時 令和7年4月25日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 河合 利弘 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月25日午後3時 5 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで 鹿児島地方裁判所民事第3部破産係</p>

## 令和7年(フ)第25号

兵庫県加西市吉野町13番地の2、従前の住所  
兵庫県加古川市加古川町美乃利671番地の4  
債務者 別所 和哉

- 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 堀 徳嗣
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月9日午後2時10分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで  
神戸地方裁判所支部

## 令和7年(フ)第1号

沖縄県宜野湾市嘉数3丁目20番24-301号  
HQDM Draco  
債務者 宮里 永志

- 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 本田 祥子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月2日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで  
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

## 令和7年(フ)第34号

沖縄県沖縄市登川3丁目8番24号 E san  
Terrace登川1003  
債務者 岩月 輝行

- 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 斎藤 祐介
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月2日午後3時
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで  
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

## 令和7年(フ)第156号

宮崎市池内町数太木1824番地、前住所福岡県  
北九州市小倉北区砂津3丁目4番4-708号  
債務者 服部 文男

- 1 決定年月日時 令和7年5月1日午後1時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 西田 隆二
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月26日まで  
宮崎地方裁判所破産係

## 令和7年(フ)第323号

千葉県船橋市日の出2-13-6-205、住民  
票上の住所千葉県いすみ市岬町三門1136番地  
債務者 小高 哲

- 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 畠田 優司
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで  
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

破産手続開始・破産手続廃止  
及び免責許可申立てに関する  
意見申述期間

## 令和7年(フ)第694号

名古屋市瑞穂区津賀田町3丁目39番地 G R  
ACE TSUKADA 1A号  
債務者 鈴木 正章

- 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部

## 令和7年(フ)第733号

名古屋市中村区太閤通7丁目28番地 R e v  
e 21 101号  
債務者 今井 拓磨

- 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部

## 令和7年(フ)第813号

名古屋市南区外山1丁目4番13号 レセンテ  
新端206号  
債務者 野口 恭平

- 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部

## 令和7年(フ)第237号

大阪府枚方市三栗2丁目10番12-1103号  
債務者 稲垣あすか

- 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで  
大阪地方裁判所第6民事部

## 令和7年(フ)第1276号

大阪府東大阪市吉田4丁目2番32号  
債務者 中村 恵利(旧姓吉村)

- 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで  
大阪地方裁判所第6民事部

## 令和7年(フ)第1455号

大阪府吹田市吹東町21番7号、前住所大阪府  
箕面市半町4丁目14番16号 (101号)

債務者 真船 典子  
法定代理人保佐人 坂本 佳子

- 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで  
大阪地方裁判所第6民事部

## 令和7年(フ)第1521号

大阪市西成区南開2丁目6番16号  
債務者 徐 貞子

- 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで  
大阪地方裁判所第6民事部

## 令和7年(フ)第1603号

大阪市平野区瓜破東5丁目6番18号  
債務者 和田麻紗子

- 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで  
大阪地方裁判所第6民事部

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで  
大阪地方裁判所第6民事部

## 令和7年(フ)第1620号

大阪府豊中市服部本町1丁目10番17-101号  
債務者 植田 佳子

- 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで  
大阪地方裁判所第6民事部

## 令和7年(フ)第1625号

大阪府寝屋川市堀溝1丁目35番16号 (301号)  
債務者 野口 清哉

- 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで  
大阪地方裁判所第6民事部

## 令和7年(フ)第1665号

大阪市此花区西九条5丁目3番12-204号、  
前住所大阪市此花区梅香1丁目12番24号  
債務者 川原美根子

- 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで  
大阪地方裁判所第6民事部

## 令和7年(フ)第1719号

大阪市平野区長吉長原東2丁目6番12-1102  
号  
債務者 富山 香織

- 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで  
大阪地方裁判所第6民事部



愛知県豊川市御津町西方揚浜19番地10 パークハウス3番館202号、従前の住所愛知県豊川市大崎町宮之坪70番地 カーサダイキA棟101号  
債務者 菅原ゆりみ  
1 決定年月日時 令和7年4月30日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで

名古屋地方裁判所豊橋支部

## 令和7年(フ)第85号

愛知県豊橋市東高田町684番地11  
債務者 山口電機こと 山口 陽介  
1 決定年月日時 令和7年4月30日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで

名古屋地方裁判所豊橋支部

## 令和7年(フ)第90号

愛知県豊橋市二川町字北裏1番地17 積善病院、住民票上の住所愛知県豊川市平尾町下藤井34番地の7 ウィステリアビアン101号  
債務者 速水 恵悟  
法定代理人成年後見人 植村 恭介  
1 決定年月日時 令和7年4月30日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで

名古屋地方裁判所豊橋支部

## 令和7年(フ)第96号

岡山県総社市上林320番地7  
債務者 守屋 春菜  
1 決定年月日時 令和7年5月1日午前10時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで

岡山地方裁判所倉敷支部破産係

## 令和7年(フ)第108号

岡山県倉敷市中庄2325番地3 ピッグウェイ中庄C棟103号  
債務者 日下 早苗  
1 決定年月日時 令和7年5月1日午前10時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで

岡山地方裁判所倉敷支部破産係

## 令和7年(フ)第144号

鹿児島県西之表市西之表10163番地4  
債務者 有川 翔馬  
1 決定年月日時 令和7年4月24日午後2時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで

鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

## 令和7年(フ)第49号

鹿児島県霧島市国分広瀬3丁目7番41号 川原住宅C棟  
債務者 有村 浩三  
1 決定年月日時 令和7年4月24日午後3時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで

## 破産手続終結

## 令和6年(フ)第108号

千葉県船橋市前原西1丁目25番15-206号  
破産者 中村 逸人  
1 決定年月日 令和7年4月25日  
2 主文 本件破産手続を終結する。  
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

## 令和6年(フ)第1429号

千葉県習志野市谷津3丁目1番25-314号  
破産者 渡部 幸子

1 決定年月日 令和7年4月25日  
2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

## 令和6年(フ)第783号

埼玉県戸田市笛7丁目9番29号  
破産者 株式会社進幸堂

1 決定年月日 令和7年4月28日

2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

## 令和6年(フ)第230号

北海道旭川市東光五条4丁目3番1号  
破産者 株式会社旭川旅行サロン

1 決定年月日 令和7年4月30日

2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

旭川地方裁判所民事部

## 令和6年(フ)第140号

愛知県江南市赤童子町南野1番地2  
破産者 杉原硝子株式会社

1 決定年月日 令和7年4月30日

2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

名古屋地方裁判所一宮支部

## 令和6年(フ)第1004号

京都市南区吉祥院成町6番地1  
破産者 有限会社京洛庵

1 決定年月日 令和7年4月30日

2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

京都地方裁判所第5民事部破産係

## 破産手続終結及び免責許可決定

## 令和6年(フ)第413号

兵庫県西宮市上田中町18番35-515号、前住所岡山市北区鹿田本町1番1号 (プログレス鹿田本町402号)

破産者 村岡 真志

1 決定年月日 令和7年4月25日  
2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4 主文 破産者について免責を許可する。

神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

## 令和6年(フ)第131号

長崎県佐世保市新田町302番地1

破産者 中村 春美

1 決定年月日 令和7年4月25日

2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4 主文 破産者について免責を許可する。

長崎地方裁判所佐世保支部破産係

## 令和6年(フ)第172号

長崎県佐世保市東浜町316番地

破産者 伊澤 隆之

1 決定年月日 令和7年4月25日

2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4 主文 破産者について免責を許可する。

長崎地方裁判所佐世保支部破産係

## 令和6年(フ)第784号

さいたま市桜区栄和6丁目12番1号402

破産者 福田 雅幸

1 決定年月日 令和7年4月28日

2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4 主文 破産者について免責を許可する。

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

## 令和6年(フ)第212号

北海道上川郡東川町西町3丁目7番8-1号

破産者 谷口 大輔

1 決定年月日 令和7年4月30日

2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4 主文 破産者について免責を許可する。

旭川地方裁判所民事部

<p><b>令和5年(フ)第714号</b> 東京都東大和市立野3丁目1293番地の10 グリーンタウン1号棟218号 破産者 菊池 和江(旧姓村岡) 1 決定年月日 令和7年4月30日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 　　さいたま地方裁判所川越支部</p>	<p><b>令和6年(フ)第108号</b> 山口県防府市大字仁井令745番地の2 吉武アパート202 破産者 助石 一幸 1 決定年月日 令和7年5月1日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 　　山口地方裁判所民事部破産係</p>	<p>1 破産債権の届出期間 令和7年5月28日まで 2 一般調査期日 令和7年7月3日午前10時30分 　　令和7年4月30日 　　名古屋地方裁判所民事第2部</p>	<p><b>令和7年(フ)第19号</b> 埼玉県日高市大字原宿79番地12 サンハイムA101号 破産者 宮崎 正章 1 破産債権の届出期間 令和7年6月16日まで 2 一般調査期日 令和7年8月27日午後1時20分 　　令和7年4月30日 　　さいたま地方裁判所川越支部</p>
<p><b>令和6年(フ)第551号</b> 埼玉県鶴ヶ島市新町1丁目16番地14 破産者 西澤 栄 1 決定年月日 令和7年4月30日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 　　さいたま地方裁判所川越支部</p>	<p><b>令和6年(フ)第266号</b> 宮崎市高洲町133番地1 マンション児玉306号 破産者 杉田 章太 1 決定年月日 令和7年5月1日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 　　宮崎地方裁判所破産係</p>	<p><b>令和6年(フ)第266号</b> 宮崎市高洲町133番地1 マンション児玉306号 破産者 杉田 章太 1 決定年月日 令和7年5月1日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 　　宮崎地方裁判所破産係</p>	<p><b>令和6年(フ)第322号</b> 青森市大字三内字稻元27番地5 たわら荘1号 破産者 若月 誠 1 破産債権の届出期間 令和7年6月2日まで 2 一般調査期日 令和7年7月23日午前11時 　　令和7年5月1日 　　青森地方裁判所民事部破産係</p>
<p><b>令和5年(フ)第149号</b> 岐阜県中津川市柳町5-30 コーポ渡辺 205号室 2階、住民票上の住所岐阜県関市東仙房40番地1 破産者 渡邊 好弘 1 決定年月日 令和7年4月30日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 　　岐阜地方裁判所</p>	<p><b>令和6年(フ)第152号</b> 兵庫県尼崎市南武庫之荘8丁目19番31号 マーベラス武庫之荘 101号、前住所兵庫県伊丹市池尻7丁目97番地 ドミエールB107号 破産者 T. H. M company ことTH Mカンパニーこと立ち飲み屋もぐらこと 岡本 拓光 1 破産債権の届出期間 令和7年5月26日まで 2 一般調査期日 令和7年7月17日午前10時15分 　　令和7年4月24日 　　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係</p>	<p><b>令和6年(フ)第152号</b> 兵庫県尼崎市南武庫之荘8丁目19番31号 マーベラス武庫之荘 101号、前住所兵庫県伊丹市池尻7丁目97番地 ドミエールB107号 破産者 T. H. M company ことTH Mカンパニーこと立ち飲み屋もぐらこと 岡本 拓光 1 破産債権の届出期間 令和7年5月26日まで 2 一般調査期日 令和7年7月17日午前10時15分 　　令和7年4月24日 　　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係</p>	<p><b>令和6年(フ)第4号</b> 長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪12425番地5 破産者 井原 邦代 1 破産債権の届出期間 令和7年6月2日まで 2 一般調査期日 令和7年7月30日午前11時30分 　　令和7年5月1日 　　長野地方裁判所伊那支部</p>
<p><b>令和6年(フ)第48号</b> 静岡県浜松市中央区曳馬6丁目24番13号 サンハイツ四ツ池B棟101号室、住民票上の住所静岡県浜松市中央区元目町119番地の9 破産者 永井ナオミ 1 決定年月日 令和7年5月1日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 　　静岡地方裁判所浜松支部破産係</p>	<p><b>令和6年(フ)第530号</b> 鹿児島市新栄町23番38号 破産者 株式会社光陽社 1 破産債権の届出期間 令和7年5月26日まで 2 一般調査期日 令和7年6月27日午後2時 　　令和7年4月25日 　　鹿児島地方裁判所民事第3部破産係</p>	<p><b>令和6年(フ)第530号</b> 鹿児島市新栄町23番38号 破産者 株式会社光陽社 1 破産債権の届出期間 令和7年5月26日まで 2 一般調査期日 令和7年6月27日午後2時 　　令和7年4月25日 　　鹿児島地方裁判所民事第3部破産係</p>	<p><b>令和6年(フ)第16号</b> 福岡県京都郡苅田町大字与原1135番地(カンダナテラスノース202) 破産者 中野 正三 1 破産債権の届出期間 令和7年6月17日まで 2 一般調査期日 令和7年7月17日午前11時 　　令和7年4月30日 　　福岡地方裁判所行橋支部破産係</p>
<p><b>令和6年(フ)第1729号</b> 愛知県半田市岩滑高山町4丁目65番地、従前の住所愛知県半田市協和町2丁目92番地 破産者 小杉 佳径</p>	<p><b>令和6年(フ)第1729号</b> 愛知県半田市岩滑高山町4丁目65番地、従前の住所愛知県半田市協和町2丁目92番地 破産者 小杉 佳径</p>	<p>1 破産債権の届出期間 令和7年6月11日まで 2 一般調査期日 令和7年7月14日午前11時 　　令和7年4月30日 　　大分地方裁判所民事第1部破産再生係</p>	<p><b>令和6年(フ)第16号</b> 岡山市中区江並78番地3 603 破産者 関 泰英 1 破産債権の届出期間 令和7年6月30日まで 2 一般調査期日 令和7年8月6日午前10時30分 　　令和7年4月30日 　　岡山地方裁判所第3民事部</p>
			<p><b>令和7年(フ)第6号</b> 福岡県行橋市大字下稗田1307番地3 破産者 亡山口徹也相続財産 1 破産債権の届出期間 令和7年6月30日まで 2 一般調査期日 令和7年7月31日午前11時10分 　　令和7年4月30日 　　福岡地方裁判所行橋支部破産係</p>
			<p><b>破産債権の届出期間及び一般調査期間</b></p>
			<p><b>令和6年(フ)第495号</b> 宮崎市清武町加納甲2313番地1 メルベーユN405号、前住所宮崎県延岡市下三輪町1077番地3 破産者 竹村 竜哉 1 破産債権の届出期間 令和7年6月2日まで 2 一般調査期間 令和7年7月10日から令和7年7月17日まで 　　令和7年5月1日 　　宮崎地方裁判所破産係</p>

## 破産債権の特別調査期日

## 令和6年(フ)第44号

京都府綴喜郡宇治田原町大字南小字堂後57番地

破産者 株式会社ウザワコーポレーション

特別調査期日 令和7年6月12日午後2時

令和7年5月1日 津地方裁判所松阪支部

## 書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならぬ。

## 令和7年(フ)第14号

宮崎市吉村町北原甲1449番地

破産者 藤川 京子

異議申述期間 令和7年6月12日まで

令和7年5月1日 宮崎地方裁判所破産係

## 令和6年(フ)第1837号

千葉県市原市西広5丁目10番地19

破産者 亀田 亜以

異議申述期間 令和7年6月24日まで

令和7年4月28日

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

## 令和6年(フ)第1619号

千葉県浦安市猫実4丁目18番30-601号

ユーステム浦安

破産者 森竹 啓一

異議申述期間 令和7年6月26日まで

令和7年5月1日

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

## 特別清算終結

## 令和7年(ヒ)第3号

栃木県佐野市植下町427番地

清算株式会社 株式会社柿沼工業

1 決定年月日 令和7年4月24日

2 主文 本件特別清算手続を終結する。

宇都宮地方裁判所第1民事部

## 令和6年(ヒ)第1004号

千葉市花見川区三角町196番地8

清算株式会社 株式会社鹿本商事

1 決定年月日 令和7年4月23日

2 主文 本件特別清算手続を終結する。

千葉地方裁判所民事第4部

## 令和6年(ヒ)第2078号

東京都中央区銀座4丁目2番15号塚本素山ビル6階弁護士法人トライデント銀座オフィス内

清算株式会社 株式会社伊那園芸

1 決定年月日 令和7年4月23日

2 主文 本件特別清算手続を終結する。

東京地方裁判所民事第20部

## 特別清算協定認可

## 令和7年(ヒ)第2004号

東京都千代田区丸の内1丁目9番2号

清算株式会社 株式会社KM

代表清算人 亀谷 勝裕

1 決定年月日 令和7年4月24日

2 主文 次の協定を認可する。

## 協定

## 第1 通則

## 1 協定の対象となる債権

本協定の対象となる債権は、株式会社KM(以下「清算株式会社」という)の本特別清算手続開始決定日までの原因に基づいて発生した債権(以下「協定債権」という)とする。

## 2 利息・遅延損害金の免除

協定債権に対する本特別清算開始決定後の利息・遅延損害金については、本協定認可決定確定時に免除を受ける。

## 3 弁済の方法及び端数の処理

## (1) 弁済の方法

協定債権の弁済は、本特別清算手続における清算人代理事務所(東京都千代田区丸の内1丁目9番2号グラントウキヨウサウスタワー)において行う。ただし、協定債権者が金融機関の口座に振り込む方法を指定した場合は、当該口座への振込により弁済する(振込手数料は金融機関の口座に振り込む方法を指定した協定債権者の負担とする)。

## (2) 弁済における端数の処理

協定債権の弁済において生じる弁済額の1円未満の端数は切り捨てる。

## 第2 一般債権

## 1 一般債権の弁済の定義

一般債権とは、協定債権のうち、後記第3. 1で定義する劣後債権に該当しないものをいう。

## 2 一般債権の弁済及び放棄

## (1) 一般債権の弁済

清算株式会社は、各一般債権者に対し、本協定認可決定確定日から1ヶ月以内に、本協定認可決定確定時に清算株式会社が有する資産総額から、本特別清算手続が結了するまでに発生し又は発生することが見込まれる一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算手続に係る清算株式会社に対する費用請求権の合計額を控除した残額を弁済原資として、別紙「債権額一覧表」記載の各一般債権額に応じて按分した額を弁済する。

## (2) 一般債権の放棄

各一般債権者は、上記(1)の弁済を受けたときに、その余の一般債権をすべて放棄する。なお、上記(1)の弁済原資が存しない場合、弁済原資が存しない旨の通知を清算株式会社が各一般債権者に通知したときに、各一般債権者は一般債権をすべて放棄する。

## (3) 追加弁済

上記(1)による弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、これを清算株式会社が換価した上、劣後債権者に対し、その換価代金から必要な費用を控除した残額を追加弁済原資として、別紙「債権額一覧表」記載の各一般債権額に応じて按分した額を弁済する。この場合、当該追加弁済の範囲においては、上記(2)による放棄の効力は失われるものとする。

## 第3 劣後債権

## 1 劣後債権の定義

劣後債権とは、協定債権のうち、株式会社日本政策金融公庫(中小企業事業)が清算株式会社に対して有する全額約定劣後債権をいう。

## 2 劣後債権の弁済及び放棄

## (1) 劣後債権の弁済

清算株式会社は、上記第2の2の弁済によって一般債権が全て弁済されたときは、当該弁済日から2ヶ月以内に、本協定認可決定確定時に清算株式会社が有する資産総額から、本特別清算手続が結了するまでに発生し又は発生することが見込まれる一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算手続に係る清算株式会社に対する費用請求権に基づく債権、特別清算手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び上記第2の2の一般債権に対する弁済総額を合計した額を控除した残額を弁済原資として、劣後債権者に対して弁済する。

## (2) 劣後債権の放棄

劣後債権者は、上記(1)の弁済を受けたときに、その余の劣後債権をすべて放棄する。なお、上記(1)の弁済原資が存しない場合、弁済原資が存しない旨の通知を清算株式会社が劣後債権者に通知したときに、劣後債権者は劣後債権をすべて放棄する。

## (3) 追加弁済

上記(1)による弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、これを清算株式会社が換価した上、劣後債権者に対し、その換価代金から必要な費用を控除した残額を追加弁済原資として、別紙「債権額一覧表」記載の各一般債権額に応じて按分した額を弁済する。この場合、当該追加弁済の範囲においては、上記(2)による放棄の効力は失われるものとする。

(別紙省略)

以上  
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(ヒ)第1001号  
横浜市神奈川区金港町6番地3 横浜金港町ビル6階ユナイト法律会計事務所内  
清算株式会社 株式会社YWS  
代表清算人 桃沢 清志  
1 決定年月日 令和7年4月25日  
2 主文 次の協定を認可する。  
協定  
第1 通則  
1 弁済の方法  
本協定における弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。なお、振込手数料は協定債権者の負担とする。  
2 協定の実行等  
清算株式会社は、第2(協定債権の弁済及び免除)1(1)に規定する期限内に協定を実行し、可及的速やかに清算結了の手続を行う。  
3 解除条件  
本協定に対する裁判所の認可決定がなされず、又は裁判所の認可決定が取り消された場合は、本協定に基づくすべての行為は、遡って効力を失う。

第2 協定債権の弁済及び免除  
1 協定債権の一部弁済及び残額の免除  
(1) 清算株式会社は、本協定認可確定の日から1か月以内に、協定債権者に対し、金831,373円を支払う。  
(2) 清算株式会社は、協定債権者から、本弁済額を除く残余の協定債権全部(債権元本残高、未収利息及び遅延損害金を含む。)について、当該弁済をした日の翌日に全額免除を受ける。  
2 1に規定する弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は直ちにこれを換価して、協定債権者に対し、換価代金額から必要な費用を控除した残額を支払う。この場合、債権者が前項(1)の弁済の後にした残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

以上

横浜地方裁判所第3民事部  
令和7年(ヒ)第1001号  
長野県千曲市大字羽尾1562番地  
清算株式会社 株式会社CKM管財  
代表清算人 竹森 勝彦  
1 決定年月日 令和7年4月24日  
2 主文 次の協定を認可する。  
協定  
各協定債権者は、本協定の認可の決定が確定したときは、清算会社に対し、本協定の認可の決定が確定した時点における各協定債権の総額を免除する。

以上

長野地方裁判所上田支部

令和7年(ヒ)第1号  
静岡県富士宮市根原449番地の1  
清算株式会社 株式会社AN商事  
代表清算人 篠 俊行  
1 決定年月日 令和7年4月23日  
2 主文 次の協定を認可する。  
協定  
第1 通則  
1 協定債権の定義  
協定債権とは、会社法第515条第3項に定める債権をいう。  
2 弁済方法  
協定債権に対する弁済は、協定債権者が別途指定する口座に振り込んで支払う方法により行う。振込手数料は清算株式会社(以下、「会社」という。)の負担とする。  
第2 権利の変更及び弁済方法  
1 弁済  
会社は、各協定債権者に対し、本協定認可決定確定日から1か月以内に、会社の財産から租税債権、清算費用等を控除した後の残額を、各協定債権の元本に応じて按分した額を弁済する。なお、1円未満の端数は切り捨てる。  
2 債務の免除  
会社は、上記1の弁済実行時に、協定債権のうち上記1の弁済額を控除した残額すべてにつき(利息及び遅延損害金、不履行による損害賠償及び違約金並びに清算手続参加の費用等を含み、これに限られない。)、全額の債務免除を受ける。  
3 追加弁済  
上記1の弁済実行後、会社に新たな財産が発見されたときは、清算人は、速やかにこれを換価し、その換価費用その他の優先的債権等を控除した残額を追加弁済原資として、協定債権者に対し、上記1記載の方法により追加弁済を実行する。この場合においては、上記2に基づく残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失う。

第3 共益的債権及び優先的債権の弁済  
会社は、特別清算の手続のために会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する会社に対する費用請求権の共益的債権、国税徴収法又はその例により徴収することができる債権その他一般の優先権がある債権並びに裁判所から支払いの許可を受けた債権は同時に弁済する。

以上  
静岡地方裁判所富士支部

令和7年(ヒ)第2号  
静岡県富士宮市人穴203番地の33  
清算株式会社 株式会社アクララ朝霧  
代表清算人 篠 俊行  
1 決定年月日 令和7年4月23日  
2 主文 次の協定を認可する。  
協定  
第1 通則  
1 協定債権の定義  
協定債権とは、会社法第515条第3項に定める債権をいう。  
2 弁済方法  
協定債権に対する弁済は、協定債権者が別途指定する口座に振り込んで支払う方法により行う。振込手数料は清算株式会社(以下、「会社」という。)の負担とする。  
第2 権利の変更及び弁済方法  
1 弁済  
会社は、各協定債権者に対し、本協定認可決定確定日から1か月以内に、会社の財産から租税債権、清算費用等を控除した後の残額を、各協定債権の元本に応じて按分した額を弁済する。なお、1円未満の端数は切り捨てる。  
2 債務の免除  
会社は、上記1の弁済実行時に、協定債権のうち上記1の弁済額を控除した残額すべてにつき(利息及び遅延損害金、不履行による損害賠償及び違約金並びに清算手続参加の費用等を含み、これに限られない。)、全額の債務免除を受ける。  
3 追加弁済  
上記1の弁済実行後、会社に新たな財産が発見されたときは、清算人は、速やかにこれを換価し、その換価費用その他の優先的債権等を控除した残額を追加弁済原資として、協定債権者に対し、上記1記載の方法により追加弁済を実行する。この場合においては、上記2に基づく残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失う。

第3 共益的債権及び優先的債権の弁済  
会社は、特別清算の手続のために会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する会社に対する費用請求権の共益的債権、国税徴収法又はその例により徴収することができる債権その他一般の優先権がある債権並びに裁判所から支払いの許可を受けた債権は同時に弁済する。

以上  
静岡地方裁判所富士支部

## 監督命令

令和7年(再)第2号  
大阪市城東区永田2丁目2番19号  
再生債務者 有限会社森口鉄工  
1 主文 再生債務者について監督委員による監督を命ずる。  
2 監督委員 大阪市北区西天満5丁目9番7号  
西天満ユートビル301号室 佐藤吉浩法律事務所  
弁護士 佐藤 吉浩  
3 監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。  
(1) 再生計画認否の決定までにする場合における次の行為(常務に当たるものと除く。)  
ア 再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保の設定、賃貸その他一切の処分(債権の取立てを除く。)  
イ 無償の債務負担行為又は権利の放棄  
ウ 財産の譲受け  
エ 借財、手形割引又は保証  
オ 民事再生法49条1項の規定による契約の解除  
カ 訴えの提起及び民事保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものと申立て並びにこれらの取下げ  
キ 和解及び仲裁合意  
ク 取戻権、共益債権及び一般優先債権の承認  
ケ 別除権の目的である財産の受戻し  
コ 事業の維持再生の支援に関する契約及び当該支援をする者の選定業務に関する契約の締結  
(2) 再生計画認可の決定後にする場合における次の行為  
ア 重要な財産の処分及び譲受け  
イ 多額の借財  
(3) 再生手続廃止又は再生計画不認可の決定後にする場合における次の行為(常務に当たるものも含む。)  
ア 再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保の設定、賃貸その他一切の処分(債権の取立てを含む。)  
イ (1)のイからコまでに掲げる行為  
令和7年4月23日  
大阪地方裁判所第6民事部

## 再生手続開始

## 令和7年(再)第1号

名古屋市中川区一色新町3丁目1532番地

再生債務者 西川立実康

- 1 決定年月日時 令和7年4月24日午後5時
- 2 主文 再生債務者について再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年5月22日まで
- 4 再生債権の一般調査期間 令和7年6月12日から令和7年6月19日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

## 令和7年(再)第2号

大阪市城東区永田2丁目2番19号

再生債務者 有限会社森口鉄工

- 1 決定年月日時 令和7年4月23日午後3時
- 2 主文 再生債務者について再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年5月28日まで
- 4 再生債権の一般調査期間 令和7年7月2日から令和7年7月16日まで

大阪地方裁判所第6民事部

## 小規模個人再生による再生手続開始

## 令和7年(再)第14号

千葉県市原市宮原875番地3

再生債務者 井上 修一

- 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年5月21日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月4日から令和7年6月18日まで

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

## 令和6年(再)第83号

札幌市東区東苗穂7条1丁目2番2号

再生債務者 渡部 光広

- 1 決定年月日時 令和7年5月1日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年5月22日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月5日から令和7年6月12日まで

札幌地方裁判所民事第4部

## 令和7年(再)第34号

札幌市東区北8条東6丁目15番地 パシフィック東区役所前1402号

再生債務者 山本あけみ

- 1 決定年月日時 令和7年5月1日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年5月22日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月5日から令和7年6月12日まで

札幌地方裁判所民事第4部

## 令和7年(再)第57号

札幌市豊平区中の島1条2丁目3番5-309号

再生債務者 関 伸介

- 1 決定年月日時 令和7年5月1日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年5月22日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月5日から令和7年6月12日まで

札幌地方裁判所民事第4部

## 令和7年(再)第63号

札幌市白石区本通2丁目北7番1-702号

再生債務者 荒木 康次

- 1 決定年月日時 令和7年5月1日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年5月22日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月5日から令和7年6月12日まで

札幌地方裁判所民事第4部

## 令和7年(再)第58号

東京都羽村市栄町1-9-101

再生債務者 勅使河原勇

- 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年5月23日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月6日から令和7年6月27日まで

東京地方裁判所民事第20部

## 令和7年(再)第77号

東京都足立区伊興2-9-20-101

再生債務者 廣田 徳幸

- 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和7年5月23日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月6日から令和7年6月27日まで

東京地方裁判所民事第20部

## 令和7年(再)第91号

東京都北区田端6-11-10-401

再生債務者 上島 美佳

- 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和7年5月23日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月6日から令和7年6月27日まで

東京地方裁判所民事第20部

## 令和7年(再)第137号

東京都足立区綾瀬4-19-27 シャンブル綾瀬C104

再生債務者 黒河 幹

- 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和7年5月23日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月6日から令和7年6月27日まで

東京地方裁判所民事第20部

## 令和7年(再)第154号

埼玉県所沢市宮本町1-16-20-102

再生債務者 大橋健太朗

- 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和7年5月23日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月6日から令和7年6月27日まで

東京地方裁判所民事第20部

## 令和7年(再)第15号

茨城県那珂郡東海村大字須和間186番地2

再生債務者 川崎 雅史

- 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和7年5月26日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月9日から令和7年6月16日まで

鹿児島地方裁判所加治木支部個人再生係

- 3 再生債権の届出期間 令和7年5月26日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月9日から令和7年6月30日まで

水戸地方裁判所

## 令和6年(再)第524号

東京都大田区西糀谷3-18-3-201

再生債務者 木谷 俊貴

- 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年5月26日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月9日から令和7年6月30日まで

東京地方裁判所民事第20部

## 令和7年(再)第108号

東京都荒川区西尾久8-12-9-907

再生債務者 濱谷 菜摘

- 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年5月26日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月9日から令和7年6月30日まで

東京地方裁判所民事第20部

## 令和7年(再)第125号

東京都練馬区西大泉1-36-17 第2光和20B

再生債務者 近原 修

- 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年5月26日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月9日から令和7年6月30日まで

東京地方裁判所民事第20部

## 令和7年(再)第9号

鹿児島県姶良市永池町29番地10

再生債務者 日置ゆかり

- 1 決定年月日時 令和7年4月28日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年5月26日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月9日から令和7年6月16日まで

令和7年（再イ）第12号 北海道富良野市錦町11番6号 フルーナ錦町A 再生債務者 松藤 理賀 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月28日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月11日から令和7年6月18日まで 旭川地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和7年4月30日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月28日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月11日から令和7年7月2日まで 水戸地方裁判所	令和7年（再イ）第146号 東京都北区東十条3-16-2-205 再生債務者 塚本 研一 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月28日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月11日から令和7年7月2日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年（再イ）第42号 仙台市太白区緑ヶ丘3丁目20番21号 再生債務者 鎌田 悠希 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月28日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月11日から令和7年6月25日まで 仙台地方裁判所第4民事部	1 決定年月日時 令和7年4月30日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月28日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月11日から令和7年7月2日まで 水戸地方裁判所麻生支部	令和7年（再イ）第159号 東京都中野区新井4-18-12-501 再生債務者 渡邊 裕和 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月28日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月11日から令和7年7月2日まで 東京地方裁判所民事第20部
令和7年（再イ）第4号 福島市新浜町3番4号新浜プラザ506 再生債務者 五十嵐俊夫 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月28日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月11日から令和7年6月25日まで 福島地方裁判所	1 決定年月日時 令和7年4月30日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月28日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月11日から令和7年7月2日まで 水戸地方裁判所麻生支部	令和7年（再イ）第8号 茨城県鹿嶋市大字角折574番地 再生債務者 久保 稔男 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月28日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月11日から令和7年7月2日まで 東京地方裁判所民事第20部
令和7年（再イ）第5号 福島県喜多方市岩月町大都字荒田608番地 再生債務者 五十嵐信崇 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月28日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月11日から令和7年6月25日まで 福島地方裁判所	1 決定年月日時 令和7年4月30日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月28日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月11日から令和7年7月2日まで 水戸地方裁判所下妻支部	令和6年（再イ）第16号 長野県上伊那郡南箕輪村8304番地250 クリスマルマンション507号室 再生債務者 宮尾 健一 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後4時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月28日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月11日から令和7年7月2日まで 長野地方裁判所伊那支部
令和7年（再イ）第14号 茨城県鉾田市汲上2473番地34 再生債務者 山崎 伸幸	1 決定年月日時 令和7年4月30日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月28日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月11日から令和7年7月2日まで 東京地方裁判所民事第20部	令和7年（再イ）第27号 京都府宇治市五ヶ庄西田24番地の16 再生債務者 玉村尚悠樹 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月28日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月11日から令和7年6月25日まで 和歌山地方裁判所田辺支部
令和6年（再口）第15号 広島県東広島市西条町田口212番地4 再生債務者 松浦 亮 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月28日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月4日から令和7年6月18日まで 広島地方裁判所民事第4部		

**令和7年(再イ)第32号**  
広島市東区上大須賀町13番20-301号 青木ビル  
再生債務者 山岡 潤  
1 決定年月日時 令和7年4月30日午後5時  
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
3 再生債権の届出期間 令和7年5月28日まで  
4 一般異議申述期間 令和7年6月4日から令和7年6月18日まで  
広島地方裁判所民事第4部  
**令和7年(再イ)第7号**  
広島県福山市曙町5丁目4番20号  
再生債務者 三島 義弘  
1 決定年月日時 令和7年4月30日午後2時  
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
3 再生債権の届出期間 令和7年5月28日まで  
4 一般異議申述期間 令和7年6月4日から令和7年6月18日まで  
広島地方裁判所福山支部再生・破産係  
**令和7年(再イ)第14号**  
岩手県岩手郡雫石町中町12番地6  
再生債務者 佐々木大樹  
1 決定年月日時 令和7年5月1日午後1時  
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
3 再生債権の届出期間 令和7年5月29日まで  
4 一般異議申述期間 令和7年6月12日から令和7年6月26日まで  
盛岡地方裁判所第2民事部  
**令和7年(再イ)第32号**  
埼玉県富士見市山室2丁目11番15号  
再生債務者 櫻井 夏子  
1 決定年月日時 令和7年4月28日午後5時  
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
3 再生債権の届出期間 令和7年5月29日まで  
4 一般異議申述期間 令和7年6月12日から令和7年6月19日まで  
さいたま地方裁判所川越支部  
**令和7年(再イ)第20号**  
東京都八王子市小宮町906番地1 フィオーレ201号  
再生債務者 吉井 清敏

1 決定年月日時 令和7年5月1日午前10時  
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
3 再生債権の届出期間 令和7年5月29日まで  
4 一般異議申述期間 令和7年6月12日から令和7年7月3日まで  
東京地方裁判所立川支部民事第4部  
**令和7年(再イ)第19号**  
静岡県伊東市川奈1193番地の15  
再生債務者 須佐美 裕  
1 決定年月日時 令和7年5月1日午後3時  
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
3 再生債権の届出期間 令和7年5月29日まで  
4 一般異議申述期間 令和7年6月5日から令和7年6月17日まで  
大阪地方裁判所第6民事部  
**令和7年(再イ)第6号**  
高知市瀬戸南町2丁目31番4号  
再生債務者 坂本 將司  
1 決定年月日時 令和7年5月1日午前10時  
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
3 再生債権の届出期間 令和7年5月29日まで  
4 一般異議申述期間 令和7年6月5日から令和7年6月19日まで  
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係  
**令和6年(再イ)第31号**  
三重県松阪市五主町1234番地44  
再生債務者 松井 孝弘  
1 決定年月日時 令和7年5月1日午前10時  
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
3 再生債権の届出期間 令和7年5月29日まで  
4 一般異議申述期間 令和7年6月5日から令和7年6月19日まで  
津地方裁判所再生係  
**令和7年(再イ)第7号**  
三重県鈴鹿市白子駅前44-21 ローズコート白子B号室(住民票上の住所) 愛知県日進市浅田平子2丁目162番地  
再生債務者 石原 佳  
1 決定年月日時 令和7年5月1日午前10時  
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
3 再生債権の届出期間 令和7年5月29日まで  
4 一般異議申述期間 令和7年6月5日から令和7年6月19日まで  
津地方裁判所再生係  
**令和7年(再イ)第8号**  
滋賀県甲賀市水口町山325番地2  
再生債務者 三牧 久晶  
1 決定年月日時 令和7年5月1日午後1時  
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
3 再生債権の届出期間 令和7年5月29日まで  
4 一般異議申述期間 令和7年6月12日から令和7年6月19日まで  
大分地方裁判所民事第1部破産再生係  
**小規模個人再生による書面決議に付する決定**  
**令和7年(再イ)第10号**  
千葉市若葉区若松台1丁目18番13号  
再生債務者 阿部 崇宣  
大津地方裁判所民事部再生係

**令和6年(再イ)第354号**  
大阪府寝屋川市成田南町15番23号  
再生債務者 Zippor こと 服部 充伸  
1 決定年月日時 令和7年4月30日午後3時  
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
3 再生債権の届出期間 令和7年5月29日まで  
4 一般異議申述期間 令和7年6月5日から令和7年6月17日まで  
大阪地方裁判所第6民事部  
**令和7年(再イ)第6号**  
高知市瀬戸南町2丁目31番4号  
再生債務者 坂本 將司  
1 決定年月日時 令和7年5月1日午前10時  
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
3 再生債権の届出期間 令和7年5月29日まで  
4 一般異議申述期間 令和7年6月5日から令和7年6月19日まで  
高知地方裁判所民事部個人再生係  
**令和7年(再イ)第2号**  
高知県宿毛市桜町10番11号  
再生債務者 池上 優矢  
1 決定年月日時 令和7年5月1日午前10時  
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
3 再生債権の届出期間 令和7年5月29日まで  
4 一般異議申述期間 令和7年6月5日から令和7年6月19日まで  
高知地方裁判所中村支部  
**令和7年(再イ)第21号**  
大分県別府市大字浜脇95番地の4  
再生債務者 真栄城玄治  
1 決定年月日時 令和7年5月1日午前10時  
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
3 再生債権の届出期間 令和7年5月29日まで  
4 一般異議申述期間 令和7年6月12日から令和7年7月3日まで  
大分地方裁判所民事第1部破産再生係  
**小規模個人再生による書面決議に付する決定**  
**令和7年(再イ)第10号**  
千葉市若葉区若松台1丁目18番13号  
再生債務者 阿部 崇宣  
大津地方裁判所民事部再生係

1 決議に付する再生計画案 令和7年4月7日付け再生計画案  
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月19日まで  
令和7年4月30日  
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係  
**令和6年(再イ)第364号**  
名古屋市千種区今池1丁目13番3号 カスタムビル703号  
再生債務者 山本 貴宏  
1 決議に付する再生計画案 令和7年3月14日付け再生計画案  
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月19日まで  
令和7年4月28日  
名古屋地方裁判所民事第2部  
**令和7年(再イ)第13号**  
名古屋市天白区八事山435番地 大福マンションパルナス八事裏山215号  
再生債務者 伊藤 良  
1 決議に付する再生計画案 令和7年4月17日付け再生計画案  
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月19日まで  
令和7年4月28日  
名古屋地方裁判所民事第2部  
**令和7年(再イ)第25号**  
愛知県大府市横根町名高山102番地の4  
再生債務者 本美 宏樹  
1 決議に付する再生計画案 令和7年4月7日付け再生計画案  
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月19日まで  
令和7年4月28日  
名古屋地方裁判所民事第2部  
**令和6年(再イ)第321号**  
東京都中野区南台2-25-8-201  
再生債務者 生野 沙織  
1 決議に付する再生計画案 令和7年1月10日付け再生計画案  
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月20日まで  
令和7年4月25日  
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(再イ)第398号 東京都足立区中川1-12-11-204 再生債務者 吉川 瞳 1 決議に付する再生計画案 令和7年1月29日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 20日まで 令和7年4月28日 東京地方裁判所民事第20部	令和6年(再イ)第512号 東京都港区元麻布3-13-15-001 再生債務者 木村 偵 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月11日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 20日まで 令和7年4月30日 東京地方裁判所民事第20部	令和6年(再イ)第224号 埼玉県川口市大字安行慈林467番地の6 再生債務者 池亀 宏紀 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月17日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 21日まで 令和7年4月30日 さいたま地方裁判所第3民事部	令和6年(再イ)第49号 愛知県豊川市八幡町東赤土70番地の1 再生債務者 加藤 隆司 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月7日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 21日まで 令和7年4月30日 名古屋地方裁判所豊橋支部
令和6年(再イ)第414号 東京都世田谷区船橋1-28-6-205 再生債務者 長谷川優希 1 決議に付する再生計画案 令和7年1月31日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 20日まで 令和7年4月28日 東京地方裁判所民事第20部	令和6年(再イ)第528号 東京都品川区荏原5-5-21-302 再生債務者 岡田 有加 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月12日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 20日まで 令和7年4月30日 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(再イ)第2号 さいたま市見沼区大字東新井710番地50 14-302 再生債務者 大川 初江 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月28日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 21日まで 令和7年4月30日 さいたま地方裁判所第3民事部	令和6年(再イ)第43号 岩手県紫波郡矢巾町大字高田第13地割179番 地2 再生債務者 高橋 俊輔 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月1日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 22日まで 令和7年5月1日 盛岡地方裁判所第2民事部
令和6年(再イ)第475号 東京都東村山市萩山町3-30-1 萩山宿舎 1-503 (住民票上の住所) 大阪府豊中市 春日町5-7-1-618 再生債務者 井門 秀治 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月14日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 20日まで 令和7年4月25日 東京地方裁判所民事第20部	令和6年(再イ)第553号 東京都目黒区東が丘1-32-13-201 再生債務者 柏原 大輔 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月9日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 20日まで 令和7年4月25日 東京地方裁判所民事第20部	令和6年(再イ)第323号 愛知県春日井市下市場町1丁目7番地25 再生債務者 高野 健一 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月22日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 21日まで 令和7年4月30日 名古屋地方裁判所民事第2部	令和6年(再イ)第95号 宮城県多賀城市東田中2丁目40番31-1008号 再生債務者 三上 達弥 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月25日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 22日まで 令和7年5月1日 仙台地方裁判所第4民事部
令和6年(再イ)第493号 東京都足立区関原1-5-8 再生債務者 川上 初美 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月19日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 20日まで 令和7年4月28日 東京地方裁判所民事第20部	令和6年(再イ)第118号 さいたま市岩槻区大字本宿164番地 再生債務者 湯山 正教 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月25日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 21日まで 令和7年4月30日 さいたま地方裁判所第3民事部	令和7年(再イ)第10号 愛知県瀬戸市坂上町604番地の1 再生債務者 山口 偵也 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月3日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 21日まで 令和7年4月30日 名古屋地方裁判所民事第2部	令和6年(再イ)第134号 仙台市青葉区中山3丁目14番27-203号 再生債務者 川原 正美 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月18日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 22日まで 令和7年5月1日 仙台地方裁判所第4民事部
令和6年(再イ)第497号 東京都江戸川区東葛西8-4-3-102 再生債務者 朴 奎治 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月26日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 20日まで 令和7年4月28日 東京地方裁判所民事第20部	令和6年(再イ)第193号 埼玉県川口市大字東本郷1497番地の11 再生債務者 川口 直晃 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月23日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 21日まで 令和7年4月30日 さいたま地方裁判所第3民事部	令和6年(再イ)第96号 愛知県安城市横山町毛賀知58番地4 サニーホームズ横山105 再生債務者 神谷 研一 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月13日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 21日まで 令和7年4月30日 名古屋地方裁判所岡崎支部	令和7年(再イ)第1号 宮城県柴田郡大河原町字新東10-1 太田 コーポII-107 再生債務者 千葉 茂喜 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月23日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 22日まで 令和7年5月1日 仙台地方裁判所大河原支部
東京地方裁判所民事第20部	東京地方裁判所民事第20部	名古屋地方裁判所岡崎支部	

令和6年(再イ)第111号 埼玉県川越市砂新田2丁目14番地 (ダイア パレス川越新河岸611号室) 再生債務者 岡田 美貴 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月21日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 26日まで 令和7年4月28日 さいたま地方裁判所川越支部	令和6年(再イ)第587号 大阪市住之江区南港中4丁目2番15-206号 再生債務者 濱口 康之 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月21日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 28日まで 令和7年4月30日 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(再イ)第2号 福井県敦賀市新和2丁目10番6号 再生債務者 増永 裕子 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月28日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 29日まで 令和7年5月1日 福井地方裁判所敦賀支部再生係	令和6年(再イ)第144号 京都府宇治市木幡御歳山45番地の33 再生債務者 丸本 好美 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月4日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 2日まで 令和7年5月1日 京都地方裁判所第5民事部再生係
令和7年(再イ)第74号 大阪府茨木市山手台2丁目5番10-104号 再生債務者 野田 奈月 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月14日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 26日まで 令和7年4月30日 大阪地方裁判所第6民事部	令和6年(再イ)第597号 大阪市東淀川区東中島3丁目17番10号 工 ス・アイ・ウイング301号 再生債務者 磯波 信孝 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月24日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 28日まで 令和7年4月30日 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(再イ)第5号 静岡県富士市神谷669番地の1 コーポスズ キ101号 再生債務者 勝又 正樹 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月21日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 29日まで 令和7年5月1日 静岡地方裁判所富士支部破産係	令和6年(再イ)第17号 福岡県飯塚市目尾759番地6 再生債務者 古川 敬典 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月11日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5 月19日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 19日まで 令和7年4月28日 福岡地方裁判所飯塚支部個人再生係
令和7年(再イ)第5号 福井県福井市板垣2丁目105番地 G R A N D M301 再生債務者 竹内 良彦 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月28日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 28日まで 令和7年4月30日 福井地方裁判所	令和6年(再イ)第246号 北海道江別市萌えぎ野東19番地の10 ヴィラ エトワールI-1号室 再生債務者 添田 友明 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月15日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 29日まで 令和7年5月1日 札幌地方裁判所民事第4部	令和6年(再イ)第37号 群馬県太田市龍舞町2164番地4 再生債務者 中島 義則 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月14日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 30日まで 令和7年4月30日 前橋地方裁判所太田支部	令和7年(再イ)第20号 神戸市灘区灘南通2丁目2番19号 ハイツサ ンフラワー305号 再生債務者 中村 耕陽 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月15日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5 月21日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 21日まで 令和7年4月30日 神戸地方裁判所第3民事部個人再生係
令和6年(再イ)第500号 大阪市都島区高倉町3丁目13番27号 再生債務者 今西 直也 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月15日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 28日まで 令和7年4月30日 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(再イ)第1号 北海道岩見沢市春日町3丁目8番1-403号 再生債務者 上川 亮一 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月21日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 29日まで 令和7年5月1日 札幌地方裁判所岩見沢支部	令和6年(再イ)第9号 静岡県下田市立野12番地の9 再生債務者 大川 洋平 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月20日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 30日まで 令和7年5月1日 静岡地方裁判所下田支部	令和6年(再イ)第28号 長崎県佐世保市春日町11番12号 再生債務者 大野 晴彦 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月18日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5 月21日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 28日まで 令和7年4月30日 長崎地方裁判所佐世保支部
令和6年(再イ)第541号 大阪市北区豊崎4丁目6番7-3101号 再生債務者 丹下 嗣朗 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月28日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 28日まで 令和7年4月30日 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(再イ)第2号 北海道二海郡八雲町豊河町4番地26 再生債務者 織田 明暢 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月16日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 29日まで 令和7年5月1日 函館地方裁判所	令和6年(再イ)第24号 群馬県太田市沖野町169番地9 再生債務者 菊地 康夫 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月17日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 2日まで 令和7年5月1日 前橋地方裁判所太田支部	

<p><b>令和6年(再イ)第54号</b> 秋田市新屋松美ガ丘東町6番53号 再生債務者 富樫 孝志 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月26日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5月22日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月22日まで 令和7年5月1日</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年5月1日午後1時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月29日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月12日から令和7年6月19日まで</p>	<p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月17日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年5月1日 新潟地方裁判所高田支部</p>	<p><b>令和7年(チ)第14号</b> 大阪府豊中市豊南町東3丁目8番25-601 申立人 岡野 繁樹 住所 不明 不動産登記記録表題部所有者 大西 小平 届出期間満了日 令和7年6月23日 令和7年4月22日 神戸地方裁判所 (別紙) 物件目録 所在 神戸市灘区篠原字伯母野山 地番 996番117 地目 山林 地積 19平方メートル</p>
<p><b>令和6年(再イ)第59号</b> 新潟市中央区上近江3丁目29番15号 再生債務者 熊倉 雄紀 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月21日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5月22日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月22日まで 令和7年5月1日 新潟地方裁判所民事部</p>	<p>1 意見聴取に付する再生計画案 令和6年12月13日付け再生計画案 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由 3 2の書面の提出期間 令和7年5月20日まで 令和7年4月28日</p>	<p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月21日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月25日</p>	<p><b>令和7年(チ)第1号</b> 東京都千代田区西神田1丁目3番6号 申立人 神田土地建物株式会社 住所・居所 不明 (不動産登記記録上の住所) 東京都杉並区下高井戸4丁目982番地 所有者 足立 至 届出期間満了日 令和7年6月23日 令和7年4月23日</p>
<p><b>令和6年(再イ)第42号</b> 宮崎市元宮町5番20号 フルール元宮102号 再生債務者 後藤 理子 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月11日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5月29日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月29日まで 令和7年5月1日</p>	<p>1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年3月23日付け再生計画案 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由 3 2の書面の提出期間 令和7年5月20日まで 令和7年4月30日</p>	<p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月21日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年5月1日 長野地方裁判所松本支部</p>	<p><b>令和6年(チ)第5号</b> 長野県松本市大字寿豊丘221番地 再生債務者 草間 秀幸 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年3月23日付け再生計画案 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由 3 2の書面の提出期間 令和7年5月20日まで 令和7年4月28日</p>
<p><b>令和7年(再イ)第3号</b> さいたま市浦和区上木崎7丁目9番9号 再生債務者 菅谷 剛志 1 決定年月日時 令和7年4月30日午後5時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月29日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月12日から令和7年6月19日まで</p>	<p>1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年4月1日付け再生計画案 2 書面で意見を述べ POSSIBILITY 事項 民事再生法241条2項各号に定める事由 3 2の書面の提出期間 令和7年5月22日まで 令和7年5月1日 福島地方裁判所</p>	<p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月25日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月30日</p>	<p><b>令和6年(チ)第7号</b> 堺市北区常磐町3丁11番地1 シャルマンフジ堺北501号 再生債務者 中園 規正 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年3月23日付け再生計画案 2 書面で意見を述べ POSSIBILITY 事項 民事再生法241条2項各号に定める事由 3 2の書面の提出期間 令和7年5月20日まで 令和7年4月30日</p>
<p><b>令和7年(再イ)第3号</b> 滋賀県草津市追分3丁目2番31号 再生債務者 山本 裕馬</p>	<p>1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年4月1日付け再生計画案 2 書面で意見を述べ POSSIBILITY 事項 民事再生法241条2項各号に定める事由 3 2の書面の提出期間 令和7年5月22日まで 令和7年5月1日 福島地方裁判所</p>	<p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月25日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月30日</p>	<p><b>令和6年(チ)第2号</b> 大阪地方裁判所堺支部個人再生係 所有者不明土地管理命令に関する異議の催告 次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。</p>





